平成３０年３月

定　例　記　者　会　見

とき　平成３０年２月２２日（木）
　　　午前１０時３０分から
ところ　市役所２０２・２０３会議室

会見次第

１．市長あいさつ

２．３月定例市議会上程議案について

３．質　疑

４．その他

犬　山　市

目　　次

１．３月定例市議会日程（案）　……………………………… １

２．提出議案の概要　……………………………… ２

３．条例案件　……………………………… ３

４．人事案件　……………………………… ３６

５．平成３０年度当初予算の概要　………… ３８

６．平成３０年度当初予算会計別総括表　………… ４０

７．平成３０年度一般会計当初予算歳入款別表　………… ４１

８．平成３０年度一般会計当初予算歳出款別表　………… ４２

９．平成３０年度一般会計当初予算歳出性質別表　………… ４３

１０．平成３０年度一般会計当初予算歳入歳出構成比表　………… ４４

１１．平成３０年度主要事業　…………………………… ４５

１２．平成３０年３月補正予算の概要　…………………………… ７２

１３．平成３０年３月補正後予算会計別総括表　…………… ７３

１４．平成３０年３月補正予算案に計上した主なもの　…………… ７４

１５．平成３０年６月末までの主な行催事　…………………………… ８２

１．３月定例市議会日程（案）

会期２４日間　（２月２８日(水)～３月２３日(金)）

日　次	月　日	曜日	開議時刻	摘　　　要
第　１　日	２．　２８	水	午前１０時	○開　　会　○会議録署名議員の指名 ○会期の決定　○諸般の報告 ○施政方針演説○議案上程説明
第　２　日	３．　１	木		○精　　読
第　３　日	２	金	午前１０時	○補正予算案件に対する質疑・委員会審査・討論・採決
第　４　日	３	㊏		○休　　会
第　５　日	４	㊐		○休　　会
第　６　日	５	月		○精　　読
第　７　日	６	火		○精　　読
第　８　日	７	水	午前１０時	○一般質問
第　９　日	８	木	午前１０時	○一般質問
第１０日	９	金	午前１０時	○一般質問
第１１日	１０	㊏		○休　　会
第１２日	１１	㊐		○休　　会
第１３日	１２	月	午前１０時	○一般質問
第１４日	１３	火	午前１０時	○議案質疑
第１５日	１４	水	午前１０時	○議案質疑　○委員会付託
第１６日	１５	木		○全員協議会
第１７日	１６	金		○部門委員会
第１８日	１７	㊏		○休　　会
第１９日	１８	㊐		○休　　会
第２０日	１９	月		○部門委員会
第２１日	２０	火		○部門委員会
第２２日	２１	㊌		○休　　会
第２３日	２２	木		○休　　会
第２４日	２３	金	午前１０時	○再　　開　○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討　　論　○採　　決　○閉　　会

２．提出議案の概要

○　条例案件　　　　　２８件（制定６、一部改正２２）

○　人事案件　　　　　　５件

○　当初予算案件　　　　９件（一般会計１、特別会計７、企業会計１）

○　補正予算案件　　　　５件（一般会計１、特別会計４）

計　４７案件を上程予定

３．条例案件

するすみふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について
（文化スポーツ課）

【趣旨】

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、するすみふれあい広場の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。

【内容】

〈設置〉

・　地域の交流の場及び公共施設の臨時駐車場として供するため、広場を犬山市羽黒摺墨２２番地１に設置する。（第２条関係）

〈独占利用の許可〉

・　広場の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。（第４条関係）
・　同条例施行規則第３条において、独占利用できる場合を規定する。

【現状・課題】

・　するすみふれあい広場の管理については、「するすみふれあい広場の占用に関する要綱」において規定していた。

【目的・効果】

・　条例等の制定により、独占利用を認める「するすみふれあい広場」の運用について、明確化される。

【施行日】

平成３０年４月１日

（次ページに位置図あり。）

するすみふれあい広場位置図

犬山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

（長寿社会課）

【趣旨】

平成３０年４月から居宅介護支援事業者の指定権限が、県から市に移譲されることに伴い、県条例で定められていた基準を、厚生労働省令で定められている基準をもとに、市の条例で定めるもの。

【国基準との違い】

① 基本方針に、地域包括ケアシステムを構築していく観点から「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等」との連携を追加

② 暴力団、暴力団員と関係を有してはならない旨の項目を追加し、役員等が暴力団員である事業者については指定の対象外とした。

③ 利用者に関する記録の保存期間を、２年間から５年間に延長

上記以外は、厚生労働省令どおり

【県条例との違い】

上記①のみ

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市資源物回収施設の設置及び管理に関する条例の制定について

（環境課）

【趣旨】

公の施設の設置及び管理に関する条例の総点検を行った結果、犬山市資源物回収施設（わん丸エコステーション）の設置管理条例が必要と判断し条例を定めるもの。

【内容】

第１条では、条例の趣旨を、第２条では、施設の名称と設置場所を、第３条では、施設で行う事業について定める。

第４条では、施設の秩序維持のための制限について、第５条では、施設の損害時対応について定める。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市不用品再利用促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について

（環境課）

【趣旨】

公の施設の設置及び管理に関する条例の総点検を行った結果、犬山市不用品再利用促進施設の設置管理条例が必要と判断し条例を定めるもの。

【内容】

第１条では、条例の趣旨を、第２条では、設置場所を、第３条では、施設で行う事業について定める。

第４条では、施設の秩序維持のための制限について、第５条では、施設の損害時対応について定める。

【施行日】

平成３０年４月１日

今井ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

（地域安全課）

【趣旨】

今井ふれあいセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【現状と課題】

現在、老人福祉センターとして、利用対象者は市内に居住する60歳以上の者としており、高齢者に限定した施設となっている。

【変更内容】

今井老人福祉センターの用途変更を行い、施設の有効利用を図る。

	変更前	変更後
名称	今井老人福祉センター	今井ふれあいセンター
対象	60歳以上	誰でも

① 子供から高齢者まで幅広い年齢の人が様々な目的で利用できる世代間交流の場として活用する。

② 地域のまちづくり活動の拠点として、地域の活性化を促進する。

【使用料】

利用区分 施設名	午前９時から 正午まで	正午から 午後３時まで	午後３時から 午後６時まで	午後６時から 午後９時まで
談話室	利用区分ごとに　２００円			
多目的室１	利用区分ごとに　３００円			
多目的室２	利用区分ごとに　３００円			

・ 営利、営業、商業宣伝などの目的で利用する場合の使用料は３倍の額とする。（地域及び施設の活性化を目的とする場合を除く。）

・ 使用料の免除

① 災害時及び防災訓練の利用

② 国、県、市区町村の利用

③ 施設や今井地区の活性化を目的に行う利用（コミュニティ・町内会・老人クラブ・子供会の活動など）

【施行日】

平成３０年４月１日

ただし、使用料に関する事項は、平成３０年１０月１日

城前広場の設置及び管理に関する条例の制定について

（観光交流課）

【趣旨】

城前広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

【内容】

城前広場の位置、利用の制限等、設置及び管理に関する事項について規定する。

・　所在地は、犬山市大字犬山字北古券 14 番地とする。（第 2 条関係）
・　利用においては、市長が認めた場合を除き、営利を目的とした利用や飲食・物販は不可とする。（第 3 条関係）
・　広場は原則として、自由利用とするが、独占利用も可とする。（第 4 条関係）
・　独占利用する場合は、許可を必要とし、利用料は無料とする。
・　利用について一定の制限をかけるため、規則で禁止行為を規定する。
・　施設の独占利用の申請は、市民を優先として 13 か月前からとし、市外の者は 12 か月前からとする。

【効果】

・　城前広場の利用により観光の振興が図られるとともに、一定の制限をかけることで、史跡（文化財）の保護や歴史的風致の維持が図られる。

【施行日】

平成３０年４月１日

（次ページに位置図あり。）

城前広場位置図

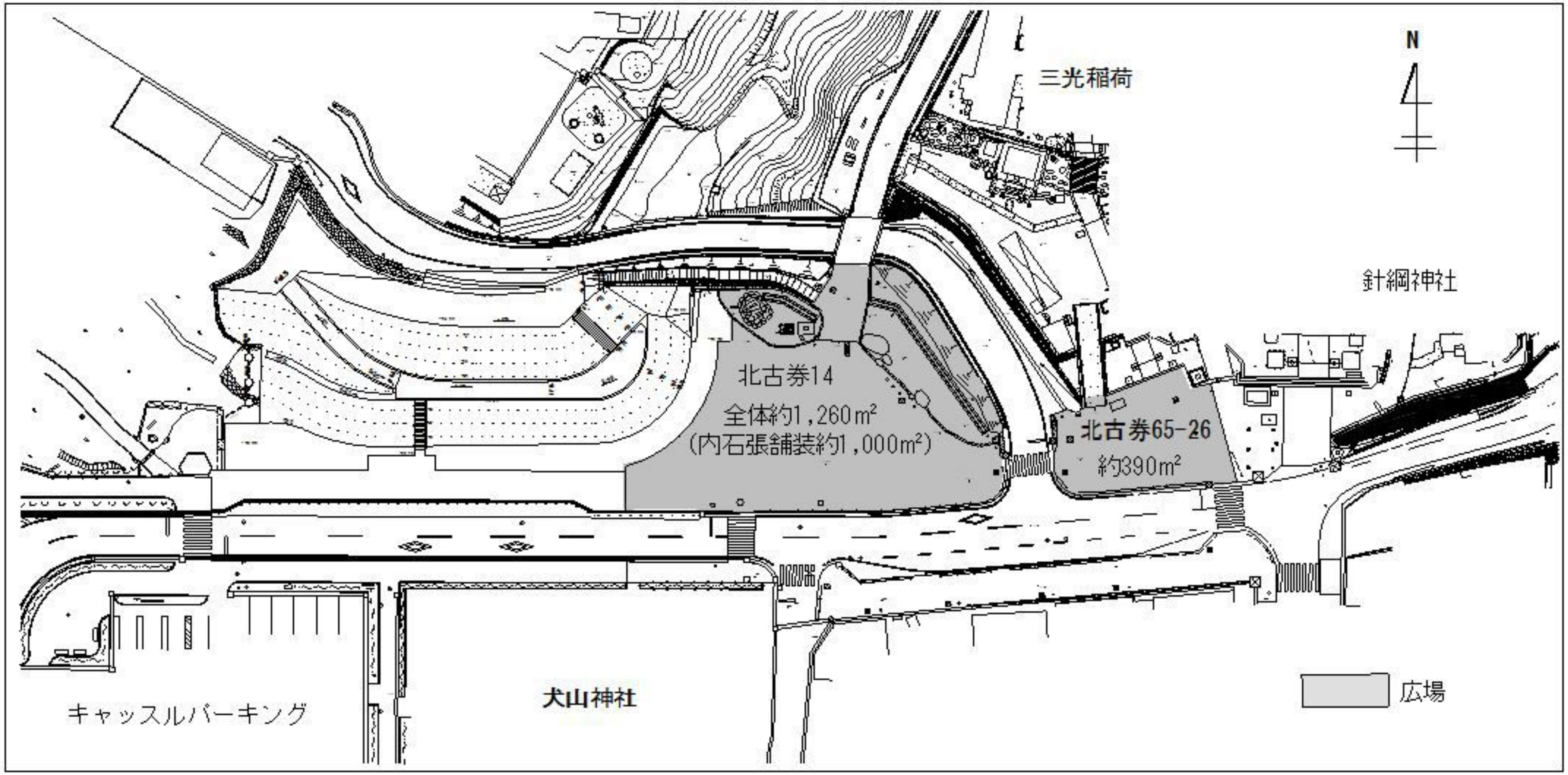
N
三光稲荷
針綱神社
北古券14
全体約1,260m²
(内石張舗装約1,000m²)
北古券65-26
約390m²
広場
犬山神社
キャッスルパーキング

犬山市個人情報保護条例の一部改正について

（総務課）

【趣旨】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

次の用語について定義する。

・　個人識別符号

特定の個人を識別することができる文字、番号、記号等の符号のこと

・　要配慮個人情報

本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報のこと

【施行日】

公布の日

犬山市附属機関設置条例の一部改正について
（健康推進課・企画広報課・都市計画課・文化スポーツ課）

【趣旨】

附属機関を設置するため条例の一部を改正するもの。

【内容】

次の附属機関を設置する。

・　市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市自殺対策推進協議会	自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１３条第２項に規定する市町村自殺対策計画の策定、検証、推進等に関する事項について協議する。	１５人以内	２年
犬山市協働のまちづくり基本条例審議会	犬山市協働のまちづくり基本条例で定めるべき事項について審議する。	１０人以内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで
犬山市都市再生整備計画評価委員会	都市再生整備計画の目標の実施状況等について調査及び審議する。	５人以内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで

・　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会	犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項を審査する。	６人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市職員の退職手当支給条例等の一部改正について

（総務課）

【趣旨】

国家公務員の退職手当が改定されたことを踏まえ、職員の退職手当の額を改定するもの。

【内容】

○退職手当の調整率の引き下げ

（改正前）100 分の 87　（改正後）100 分の 83.7

※　調整率…官民均衡を図るための率（国家公務員退職手当法の規定に準ずる。）

※　退職手当の算定方法

退職手当

＝ 退職日の給料月額×勤続期間及び退職理由別支給率×調整率＋調整額

○平成 30 年度影響額　432 万 7,912 円

定年退職予定者　6 名（１人あたり平均 72 万 1,319 円減）

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市税条例の一部改正について

（税務課）

【趣旨】

法人市民税の税率の特例期間の延長を行うことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

法人市民税は、収益の有無にかかわらず、原則全ての法人が負担する「均等割」と、国に納付する法人税の税額に応じて負担する「法人税割」で賦課を実施。

今回の改正は、法人税割の超過税率（１２．１％）の適用期限について、事業年度終了を現行の「平成３０年５月３１日」から「平成３５年５月３１日」までに改め、適用期間の延長を図るもの。

≪法人税割　税率等≫

資本金等の額	税率
１億円以下で、法人税額が 800 万円以下	標準税率 ９．７％
１億円以下で、法人税額が 800 万円を超える	超過税率 １２．１％
１億円超	

※　標準税率・・・地方公共団体が税を課税する場合に通常用いる税率

※　超過税率・・・地方税法にて「財政上その他の必要がある場合」に用いることができる標準税率を超えた税率

<超過税率（12.1％）適用期間>

現　行：**平成３０年５月３１日**までの間に終了する事業年度分

⬇

改正後：**平成３５年５月３１日**までの間に終了する事業年度分

（次ページに続く。）

≪超過課税導入の目的と経緯≫

住民サービス向上のため、教育施設及び都市施設の整備拡充にかかる事業の財源に充当することを目的とし、昭和５３年６月１日より導入

≪影響額等≫

適用期間の延長をしなかった場合、標準税率 9.7％に対する上乗せ分 2.4％相当額の年間約 1 億 3,000 万円（＝過去５年間の法人市民税決算額の平均額より算出）の減収を想定

＜参考＞超過課税導入の目的に資する事業費

◆教育施設及び都市施設の整備拡充にかかる事業費等

（平成 28 年度決算より抽出）

・総事業費　　22 億 3,200 万円

・特定財源　　12 億 5,700 万円

・一般財源　　 9 億 7,500 万円

実質的には、一般財源 9 億 7,500 万円に超過課税相当額が含まれていることになる。

【施行日】

公布の日

犬山市手数料条例の一部改正について

（市民課・長寿社会課・子ども未来課・予防課）

◆　消防法等関係手数料

【趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成１２年政令第１６号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

危険物製造所等の設置許可等で、人件費単価や物価水準の変動に合わせ、危険物製造所等の設置許可等手数料の額を改定するもの。

なお、当市で今回の改正に該当する事業所はない。

また、犬山市火災予防条例に規定する少量危険物タンク検査手数料を危険物の規則に関する政令で規定するタンクの内、最小規模のタンク検査手数料の額に改定するもの。

なお、当市では、近年検査を行った実績はありません。

事務	名称	区分	単位	改正後	改正前
火災予防条例第４７条に基づくタンク検査	タンク検査手数料	水張検査	１基	6,000 円	4,800 円
		水圧検査		6,000 円	4,800 円

現状　近隣で同様のタンク検査手数料を徴収している自治体

（少量の危険物タンク）

一宮市、瀬戸市、江南市、小牧市、稲沢市

【施行日】

平成３０年４月１日

◆　証明等手数料

【趣旨】

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

（次ページに続く。）

【内容】
　引用条文の条ずれにより所要の改正をするもの。

【施行日】
　公布の日

◆　福祉関係手数料

【趣旨・内容】
　児童クラブ利用手数料の対象区分について、わかりやすい表現に改めるもの。

【施行日】
　公布の日

◆　介護保険法関係手数料

【趣旨】
　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護サービス事業所の指定審査に係る手数料を徴収することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】
　介護サービス事業所の指定審査に係る手数料を徴収する。
①　指定居宅介護支援事業所
②　指定地域密着型サービス事業所
③　指定地域密着型介護予防サービス事業所
④　介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス及び通所型サービス）の事業所

　上記①～④の新規申請に対する審査　　１件　３万円
　上記①～④の更新申請に対する審査　　１件　１万円

【施行日】
　平成３０年７月１日

犬山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
（長寿社会課）

【趣旨】

今井老人福祉センターの用途変更に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○　今井老人福祉センターの用途の見直し

老人施設から、今井ふれあいセンターとして、多世代の利用を可能にする。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（長寿社会課）

【趣旨】

運用に関する用語等の表記を整理するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

条例中の用語等の表記を統一化するための修正を行う。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市障害者医療費支給条例等の一部改正について

（保険年金課）

【趣旨】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

（対象者）

国民健康保険の住所地特例者で他都道府県の病院 又は 養護老人ホーム等に入院等している者

（改正内容）

上記住所地特例者で６５歳以上の者が、新たに障害認定を理由として後期高齢者医療へ移行する場合、後期高齢者医療被保険者として認定を受けるまでの間、福祉医療制度（障害者・母子父子家庭・精神障害者）の受給資格が存続できるよう、規定を追加するもの。

※　住所地特例

国民健康保険や後期高齢者医療の医療保険制度は、住所地の保険に加入することが原則であるが、病院や老人ホーム等の施設が多い地域の医療負担の公平性を図るため、施設に住所を異動した場合も、従前の住所地の医療保険に加入し続ける制度。

（住所地特例の例）

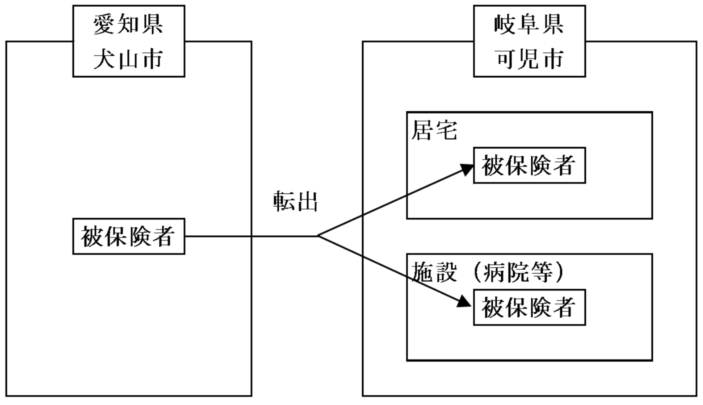

被保険者の所属

＜居宅の場合＞

国保：可児市

後期：岐阜県の広域連合

＜施設の場合＞

国保：犬山市

後期：<u>(改正前)岐阜県の広域連合</u>

<u>(改正後)愛知県の広域連合</u>

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

（保険年金課）

【趣旨】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

（対象者）

犬山市国民健康保険被保険者で愛知県外の施設（病院 又は 養護老人ホーム等）に住所のある者（住所を移した後も犬山市国民健康保険の被保険者となる。）

（改正前）

後期高齢者医療制度に加入する場合、施設のある他都道府県の後期高齢者医療被保険者となる。

（改正後）

後期高齢者医療制度に加入する場合、国民健康保険と同様に、愛知県の後期高齢者医療被保険者となる。

※　附則については、平成２０年度の特例に関するもので、現在必要としない条文であるため削除する。

※　住所地特例

国民健康保険や後期高齢者医療の医療保険制度は、住所地の保険に加入することが原則であるが、病院や老人ホーム等の施設が多い地域の医療負担の公平性を図るため、施設に住所を異動した場合も、従前の住所地の医療保険に加入し続ける制度。

（住所地特例の例）

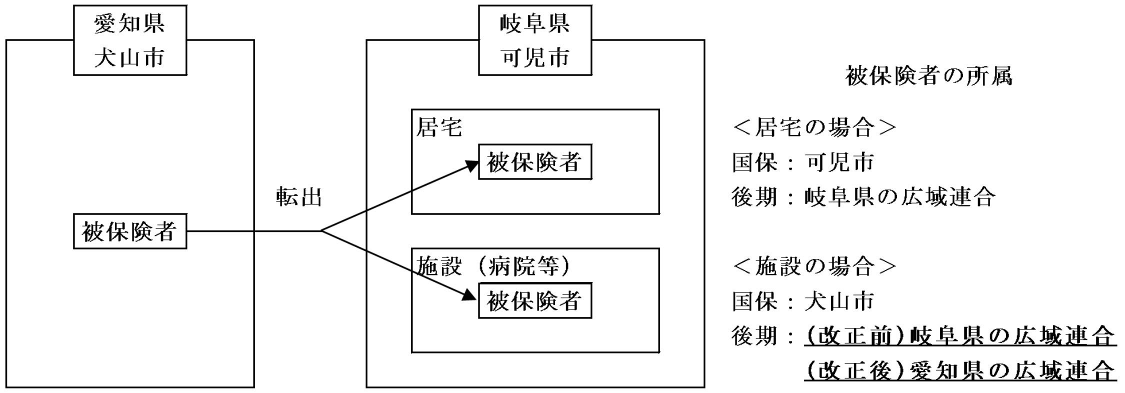

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

（福祉課）

【趣旨】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により、大規模自然災害を原因とする死亡については、弔慰金・障害見舞金等の支給制度がある。自然災害による死亡であるか否かの判定は、市長が行うこととなっており、事実関係が明確でない場合には、十分調査の上判定すること、さらに困難な場合には審査会を設置して判定することが必要となる。2004 年新潟県中越地震、2011 年東日本大震災、2016 年熊本地震においては、災害関連死亡の審査に遅れがでたことから、迅速に審査を行うための審査会を整備するため、条例の一部改正を行うものである。

審査会は都道府県に審査会の設置及び運営を委託することが可能であるが、愛知県に確認したところ「現在は設置予定なし」のため、市で独自に設置するもの。他に県内で設置した市町村は確認していない。

【内容】

「犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に第５章「災害弔慰金等支給審査会」を追加する。

（組織）５名以内（医師・弁護士・学識経験者）

（任期）２年

【その他】

● 弔慰金　　弔慰金等費用負担　国 1/2　県 1/4　市 1/4

(1) 死亡者が受給遺族の主たる生計維持者であった場合　５００万円

(2) その他　２５０万円

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例の一部改正について

（環境課）

【趣旨】

犬山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

第３条における引用条例名の変更と条文整理

（改正前）

「犬山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」

（改正後）

「犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」

【施行日】

公布の日

犬山市国民健康保険条例の一部改正について

（保険年金課）

【趣旨】

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

・　新たに県も保険者になることに伴い、市が行う国民健康保険の事務の範囲を規定する。

・　県も国民健康保険運営協議会を設置することから、市が設置する運営協議会に「犬山市」を付加して区別する。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

（保険年金課）

【趣旨】

国民健康保険税の税率を改定することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【背景】

平成３０年度から、国民健康保険（以下「国保」という。）は、従来の「市町村が個別に運営」する体制から、「都道府県が財政運営責任を担い、中心的な役割を果たす」体制へ大きく様変わりする。

これは、市町村国保間の格差が拡大し、その相当数が運営に行き詰まる事態を解消していくためである。改革後は、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、市町村は、これを納付し、必要な保険給付に対する交付金を都道府県から受けるという財政的枠組みとなる。

【改正趣旨】

当市においても、愛知県が決定する国保事業費納付金を納付し、引き続き国保事業を運営していくために必要な保険税収を確保していくため、税率を改定するもの。

【改正内容】

所得割、均等割、平等割の税率を改正

基礎課税（医療）分、後期高齢者支援分の賦課限度額を改正

（次ページに続く。）

（改正前）

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	5.00%	18,000円	18,000円	520,000円
後期高齢者支援分	2.00%	8,400円	8,400円	170,000円
介護納付金分	1.40%	7,200円	6,000円	160,000円

（改正後）

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	5.30%	18,960円	18,240円	540,000円
後期高齢者支援分	2.18%	9,360円	8,640円	190,000円
介護納付金分	1.50%	8,160円	6,240円	160,000円

○　各世帯モデルにおける税額の変化

世帯モデル	保険税額 （平成２９年度）	保険税額 （平成３０年度）	増加率
20代1人世帯	115,100円	121,772円	5.8%
30代3人世帯	257,500円	274,156円	6.5%
40代5人世帯	441,720円	472,114円	6.9%
50代3人世帯	602,280円	643,566円	6.9%
限度額オーバー世帯	850,000円	890,000円	4.7%
70代2人世帯・2割軽減	131,260円	139,372円	6.2%
70代2人世帯・5割軽減	72,500円	76,916円	6.1%
70代2人世帯・7割軽減	15,840円	16,560円	4.5%

（参考：市独自の激変緩和策を実施しない場合の税額の変化）

世帯モデル	保険税額 （平成２９年度）	激変緩和策を実施 しない場合の税額	増加率
20代1人世帯	115,100円	149,230円	29.7%
30代3人世帯	257,500円	344,270円	33.7%
40代5人世帯	441,720円	599,360円	35.7%
50代3人世帯	602,280円	817,270円	35.7%
限度額オーバー世帯	850,000円	890,000円	4.7%
70代2人世帯・2割軽減	131,260円	173,270円	32.0%
70代2人世帯・5割軽減	72,500円	95,350円	31.5%
70代2人世帯・7割軽減	15,840円	19,404円	22.5%

（次ページに続く。）

○　市独自の激変緩和策

市独自の激変緩和策を、国民健康保険事業基金を活用することにより、平成３０年度から３３年度の４年間実施予定。激変緩和に必要な基金充当額の総額は、6億8,300万円となる。なお、当面は財政状況を見極めつつ、毎年税率を見直していく。

年度	国民健康保険事業基金からの充当額
30年度	326,000,000円
31年度	220,000,000円
32年度	121,000,000円
33年度	16,000,000円
34年度	0円
基金充当額総額	683,000,000円

○　激変緩和策のイメージ

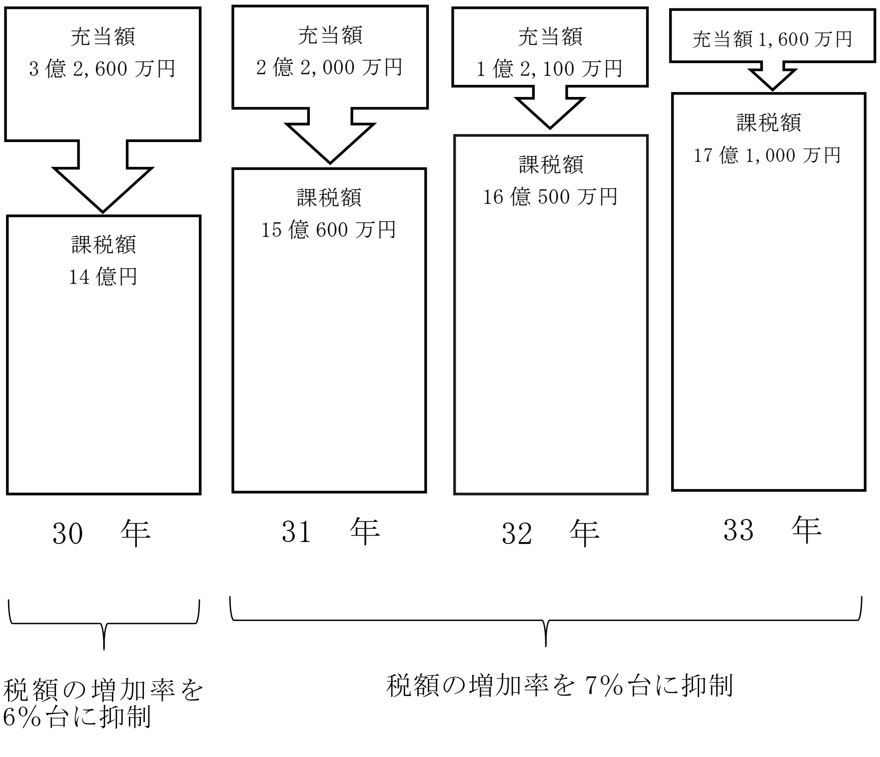

※　被保険者数の減少は考慮していない。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市介護保険条例の一部改正について

（長寿社会課）

【趣旨】

３年に一度の介護保険料の改定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第３０７号）の公布に伴い、条例の一部を改正するもの。

介護保険法第１１７条第１項の規定に基づき３年に一度の介護保険事業計画の策定に伴い、平成３０年度から３２年度までの介護保険給付費見込み額を算出し、総給付費の２３％にあたる６５歳以上の第１号被保険者が納付する介護保険料を算出。所得段階に応じて保険料率を乗じた保険料年額を設定。

基準月額･･･４，５６３円(H27～29)→４，７８３円　＋２２０円

所得段階･･･現行の１１段階から１３段階に細分化

【内容】

現行(平成２７年度～平成２９年度)の介護保険料

基準月額 4,563 円

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45※ (0.50)	24,600 円 (27,300 円)
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	0.65	35,500 円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75	41,000 円
第４段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.85	46,500 円
第５段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00 (基準額)	54,700 円
第６段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.15	62,900 円
第７段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	1.25	68,400 円
第８段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	1.50	82,100 円
第９段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人	1.70	93,000 円
第 10 段階	本人が住民税課税で､前年の合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満の人	1.75	95,800 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	1.80	98,500 円

※　公費負担(国･県･市)により減額

⇩

（次ページに続く。）

平成３０年度～平成３２年度の介護保険料

基準月額 4,783 円

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45※ (0.50)	25,800 円 (28,600 円)
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	0.65	37,300 円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75	43,000 円
第４段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.85	48,700 円
第５段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00 (基準額)	57,300 円
第６段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.15	66,000 円
第７段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	1.25	71,700 円
第８段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	1.40	80,300 円
第９段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	1.55	88,900 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.70	97,500 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.80	103,300 円
第 12 段階	本人が住民税課税で､前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	1.90	109,000 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2.00	114,700 円

※　公費負担(国･県･市)により減額

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第３０７号）の公布に伴い、第１号被保険者の保険料段階の判定に使用する「合計所得金額」について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額並びに公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとする。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度を年４回から年２回に緩和。

② 共生型地域密着型通所介護の新設（障害者制度における生活介護、自立訓練、自動発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられる）。

③ 認知症対応型通所介護における共用型認知症対応型通所介護の利用定員が「１施設あたり３人以下」を、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設に限り「1ユニットあたり入居者を合わせて１２人以下」と定員を増員。

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図るなど措置を講じることで身体拘束のさらなる適正化を図る。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 介護予防認知症対応型通所介護における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員が「１施設あたり３人以下」を、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設に限り「1ユニットあたり入居者と合わせて１２人以下」と定員を増員。

② 介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知を図るなど措置を講じることで身体拘束のさらなる適正化を図る。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

（長寿社会課）

【趣旨】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等に障害福祉制度の相談支援専門員と連携に努める旨を明確化。

② 公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者に対し複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であることを説明することを義務づけ。

③ 医療と介護の連携を促進するため、利用者の入院時に介護予防支援事業者の氏名連絡先を病院に伝えるように求めること、主治医等に利用者の同意を得て必要な事項を提供することを義務づけ。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

（都市計画課）

【趣旨】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成１９年法律第４０号）の改正のため、条例の一部を改正するもの。

【現状・課題】

市街化調整区域における工場又は研究所の建設（開発行為）を行う場合、現状では、

① 許可対象の業種は、同意基本計画において定められた４つの指定集積業種となっている。

② 最低敷地面積を３，０００平方メートルとしているため、この面積に満たない敷地の利活用ができない。

【内容】

① 法律の改正により、県と市が作成した同意基本計画において定められた指定集積業種の規定がなくなることから、告示行為にて業種を指定する。

② 許可の最低敷地面積の規定を削除する。

【目的・効果】

① 今まで対象としていた業種に加え、犬山市内に産業集積が見られる業種等を含めることで、業種の幅が広がる。告示で次の産業に属する業種を指定する予定。輸送機械関連産業、**繊維関連産業**、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、**農商工連携関連産業**、**食料品関連産業**、**プラスチック関連産業**（太字は今回新たに指定予定の産業）

② 小規模の工場等の建設の促進につながる。

【施行日】

平成３０年４月１日

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（都市計画課）

【趣旨】

公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）等の改正及び市営小弓ケ丘住宅の用途廃止のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 認知症等により収入申告などの書類提出が困難な者は、医師の診断書等の提出により収入申告等を不要とする。

② 市営小弓ケ丘住宅の用途を廃止する。

【現状・課題】

① 家賃算定に必要な収入申告などの手続きで、入居者へ書類の提出に向けてサポートしているが、未提出の入居者には理由を問わず、家賃を近傍同種の家賃とすることとなっている。

② 市内に８団地を管理している。（８団地⇒７団地へ減）

【目的・効果】

① 収入申告等が困難な者は、医師の診断書等を提出することで、職権による収入状況の把握が可能となり、収入に応じた家賃決定を行うことができる。

② 市営小弓ケ丘住宅の跡地（約 1,200 ㎡）は、平成３０年度に売却予定

【施行日】

公布の日

犬山市都市公園条例の一部改正について

（都市計画課）

【趣旨】

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

公園に占める運動施設の割合について、法律改正により参酌する基準とされたため、市条例に市としての基準を位置づける。

・市の基準は 100 分の 50 とする。

※　国の参酌基準と同じ割合

【現状】

改正前における公園に占める運動施設の割合の基準は 100 分の 50 とされていたことから、現状と変わりはない。

【施行日】

公布の日

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務課）

【趣旨】

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

法改正に伴い項ずれが生じたため、必要な改正を行うもの。

【施行日】

平成３２年４月１日

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

（消防総務課）

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改正をするもの。

号	区　分	改正後	改正前
1	配偶者	217 円	333 円
2	２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子	333 円	267 円
3	２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫	―	217 円
4	６０歳以上の父母及び祖父母	―	217 円
5	２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹	―	217 円
6	重度心身障害者	―	217 円
※	配偶者がない場合の加算額	―	333 円
	非常勤消防団員等に第１号に該当する者及び第２号に該当する扶養親族がない場合の加算額	217 円	300 円

【施行日】

平成３０年４月１日

◎　人　事

教育部 学校教育課

《教育委員会委員》

○　犬山市教育委員会委員の任命について（第２９号議案）

【趣旨】

　犬山市教育委員会委員の「千葉　桂子（ちば　けいこ）」氏の任期満了に伴い、後任者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

平成３０年３月３１日任期満了に伴う後任者

氏　　名	堀　美鈴（ほり　みすず）
生年月日	[redacted]
任　　期	４年間

経営部 総務課

《固定資産評価審査委員会委員》

○　犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第３０号議案、第３１号議案、第３２号議案、第３３号議案）

【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

○　平成３０年３月３１日任期満了に伴う後任者

氏　　名　　沢田　和幸（さわだ　かずゆき）　　（再任）
生年月日　　[redacted]
任　　期　　３年間

氏　　名　　吉野　弘（よしの　ひろし）　　（再任）
生年月日　　[redacted]
任　　期　　３年間

○　平成３０年５月１７日任期満了に伴う後任者

氏　　名　　石井　和宏（いしい　かずひろ）　　（再任）
生年月日　　[redacted]
任　　期　　３年間

氏　　名　　原　好恵（はら　よしえ）　　（再任）
生年月日　　[redacted]
任　　期　　３年間

５．平成３０年度　当初予算の概要

平成３０年度全会計当初予算　総額　４３０億５，４１３万９千円
　前年度比　７億６１万８千円・１．７％の増加

平成３０年度一般会計当初予算　総額　２４７億８，８３４万８千円
※平成２９年度一般会計当初予算　総額　２３０億８，４８９万１千円
　前年度比　１７億３４５万７千円・７．４％の増加

１　歳入（一般会計）

本年度歳入予算のうち市税については、総額で１１４億９，００９万６千円を計上した。

この額は、予算規模全体の約４６．４％を占め、前年度と比較すると、３，９８２万８千円の増額、対前年度比０．３％の増となった。

算出にあたっては､平成２９年度の歳入状況や近年の収納率等を考慮したものであり、主な内訳として、景気の緩やかな回復基調により、個人所得の伸びによる個人市民税の増額、企業収益の増による法人市民税の増額、また、昨今のたばこの売上げ実績から市たばこ税についても増額として計上した。

一方、固定資産税及び都市計画税は、評価替の年にあたることから、土地及び家屋は減額を想定して予算計上した。

・個人市民税　４１億６，３１９万４千円
（前年度比　４，９５４万９千円・１．２％の増加）
・法人市民税　１０億１９万９千円
（前年度比　９，８１８万５千円・１０．９％の増加）
・固定資産税　５０億１，９６３万５千円
（前年度比　１億２，１４２万７千円・２．４％の減少）
・市たばこ税　３億８，５７７万２千円
（前年度比　２，５３９万３千円・７．０％の増加）

地方交付税は、１２億７，４７６万９千円を計上した。（前年度比　１億３，９６７万２千円・１２．３％の増加）

そのうち、普通交付税は、平成２９年度の交付実績や市税収入などを勘案し、９億８，６６６万９千円を計上した。

国庫支出金は、児童手当や障害者自立支援に係る負担金のほか、楽田小学校の改築に係る学校施設環境改善交付金などとして、２６億９７２万２千円を計上した。（前年度比　２億６，９３３万３千円・１１．５％の増加）

その他
・繰入金　１０億１，３８６万円（前年度比　１億８，５４８万８千円・２２．４％の増加）
　財政調整基金　４億９，５６４万円（前年度比　６，７６４万３千円・１２．０％の減少）
　ふるさと犬山応援基金　３億８，５４６万６千円（前年度比　２億５，８１０万３千円・２０２．７％の増加）
　楽田小学校体育館等整備基金　６，２０６万円（前年度比　４，０７５万８千円・１９１．３％の増加）
・市債　１８億８，８３１万７千円（前年度比　３億６，３４１万７千円・２３．８％の増加）
　楽田小学校整備事業債　５億１，４００万円（前年度計上なし）
　臨時財政対策債　９億６，７０１万７千円（前年度比　１億６，７０１万７千円・２０．９％の増加）

２　歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

（１）民生費　９１億７，７２１万８千円（前年度比　４億７１８万４千円・４．６％の増加）

障害者、高齢者、児童に係る給付費、手当、医療費などを計上した。それぞれの対象者が概ね増加傾向にあることに加え、養護老人ホームの民間移管に伴う補助金や、障害者基幹相談支援センターの開設に係る委託料などが計上されている。

（２）教育費　３４億８，９５４万２千円（前年度比　８億７，８７３万円・３３．７％の増加）

従来の取り組みを継続するための経費のほか、楽田小学校の改築、学校教室への空調整備（平成３０年度は中学校の設計費）、小学校のトイレの臭気対策と洋式化（最終年次）に係る経費などを計上した。

（３）総務費　３０億１，４８３万４千円（前年度比　８億３，１９２万９千円・３８．１％の増加）

前年度から大幅な増加となっているのは、ふるさと納税に係る経費（寄附金と同額の積立てと約４０％の事業費）で約４億１千万円、公共施設の管理のための基金への積立金（土地売却収入などが財源）で約１億８千万円の増額が大きな要因となっている。

６．平成３０年度　当初予算会計別総括表

（単位：千円・％）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">会計名</th><th>平成３０年度</th><th>平成２９年度</th><th colspan="2">比較増減</th></tr>
<tr><th>当初予算額
A</th><th>当初予算額
B</th><th>対当初予算額
C＝A－B</th><th>伸び率
C／B</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般会計</td><td>24,788,348</td><td>23,084,891</td><td>1,703,457</td><td>7.4</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特別会計</td><td>国民健康保険特別会計</td><td>7,242,130</td><td>8,483,977</td><td>△ 1,241,847</td><td>△ 14.6</td></tr>
<tr><td>犬山城費特別会計</td><td>246,774</td><td>182,165</td><td>64,609</td><td>35.5</td></tr>
<tr><td>木曽川うかい事業費特別会計</td><td>68,836</td><td>68,781</td><td>55</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>公共下水道事業特別会計</td><td>2,431,755</td><td>2,415,093</td><td>16,662</td><td>0.7</td></tr>
<tr><td>農業集落排水事業特別会計</td><td>67,130</td><td>63,632</td><td>3,498</td><td>5.5</td></tr>
<tr><td>介護保険特別会計</td><td>5,211,262</td><td>5,191,605</td><td>19,657</td><td>0.4</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療特別会計</td><td>1,251,443</td><td>1,138,762</td><td>112,681</td><td>9.9</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>16,519,330</td><td>17,544,015</td><td>△ 1,024,685</td><td>△ 5.8</td></tr>
<tr><td>企業会計</td><td>水道事業会計</td><td>1,746,461</td><td>1,724,615</td><td>21,846</td><td>1.3</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>43,054,139</td><td>42,353,521</td><td>700,618</td><td>1.7</td></tr>
</table>

※水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

7．平成３０年度　一般会計当初予算歳入款別表

（単位：千円・%）

区　分	平成３０年度		平成２９年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
*1 市税	11,490,096	46.4	11,450,268	49.6	39,828	0.3
2 地方譲与税	237,100	1.0	234,000	1.0	3,100	1.3
3 利子割交付金	16,900	0.1	10,000	0.0	6,900	69.0
4 配当割交付金	66,000	0.3	67,000	0.3	△ 1,000	△ 1.5
5 株式等譲渡所得割交付金	57,800	0.2	66,000	0.3	△ 8,200	△ 12.4
6 地方消費税交付金	1,359,500	5.5	1,308,000	5.7	51,500	3.9
7 ゴルフ場利用税交付金	20,600	0.1	20,000	0.1	600	3.0
8 自動車取得税交付金	130,500	0.5	111,000	0.5	19,500	17.6
9 地方特例交付金	53,500	0.2	52,000	0.2	1,500	2.9
10 地方交付税	1,274,769	5.1	1,135,097	4.9	139,672	12.3
11 交通安全対策特別交付金	10,700	0.0	10,000	0.0	700	7.0
*12 分担金及び負担金	272,501	1.1	281,125	1.2	△ 8,624	△ 3.1
*13 使用料及び手数料	558,833	2.3	533,905	2.3	24,928	4.7
14 国庫支出金	2,609,722	10.5	2,340,389	10.1	269,333	11.5
15 県支出金	1,536,115	6.2	1,385,535	6.0	150,580	10.9
*16 財産収入	201,698	0.8	23,524	0.1	178,174	757.4
*17 寄附金	453,313	1.8	162,518	0.7	290,795	178.9
*18 繰入金	1,013,860	4.1	828,372	3.6	185,488	22.4
*19 繰越金	700,000	2.8	700,000	3.0	0	0.0
*20 諸収入	836,524	3.4	841,258	3.6	△ 4,734	△ 0.6
21 市債	1,888,317	7.6	1,524,900	6.6	363,417	23.8
合計	24,788,348	100.0	23,084,891	100.0	1,703,457	7.4
＊自主財源	15,526,825	62.6	14,820,970	64.2	705,855	4.8
依存財源	9,261,523	37.4	8,263,921	35.8	997,602	12.1

※構成比は小数点第２位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

８．平成３０年度　一般会計当初予算歳出款別表

（単位：千円・％）

区　分	平成３０年度		平成２９年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
1 議会費	260,011	1.0	265,406	1.1	△ 5,395	△ 2.0
2 総務費	3,014,834	12.2	2,182,905	9.5	831,929	38.1
3 民生費	9,177,218	37.0	8,770,034	38.0	407,184	4.6
4 衛生費	2,194,107	8.9	2,135,771	9.3	58,336	2.7
5 農林業費	242,033	1.0	246,586	1.1	△ 4,553	△ 1.8
6 商工費	743,641	3.0	776,082	3.4	△ 32,441	△ 4.2
7 土木費	2,467,959	10.0	3,001,223	13.0	△ 533,264	△ 17.8
8 消防費	951,746	3.8	964,955	4.2	△ 13,209	△ 1.4
9 教育費	3,489,542	14.1	2,610,812	11.3	878,730	33.7
10 災害復旧費	48,000	0.2	8	0.0	47,992	599,900.0
11 公債費	2,169,256	8.8	2,101,108	9.1	68,148	3.2
12 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
合　計	24,788,348	100.0	23,084,891	100.0	1,703,457	7.4

※構成比は小数点第２位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

９．平成３０年度　一般会計当初予算歳出性質別表

（単位：千円・%）

区　分	平成３０年度		平成２９年度		比較増減	
	当初予算額 A	構成比	当初予算額 B	構成比	対当初予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
1 人件費	4,125,653	16.6	4,143,398 (4,162,112)	17.9	△ 17,745	△ 0.4
2 物件費	5,232,204	21.1	4,887,554 (5,377,346)	21.2	344,650	7.1
3 補助費等	1,253,990	5.1	1,018,937 (1,747,136)	4.4	235,053	23.1
4 扶助費	5,055,393	20.4	4,858,840 (4,550,334)	21.0	196,553	4.0
5 維持補修費	74,848	0.3	109,761	0.5	△ 34,913	△ 31.8
6 普通建設事業費	2,519,486	10.2	2,283,000 (2,166,472)	9.9	236,486	10.4
7 繰出金	3,368,131	13.6	3,211,116 (2,399,445)	13.9	157,015	4.9
8 貸付金	166,900	0.7	166,900	0.7	0	0.0
9 積立金	744,487	3.0	274,269	1.2	470,218	171.4
10 公債費	2,169,256	8.8	2,101,108	9.1	68,148	3.2
11 災害復旧事業費	48,000	0.2	8	0.0	47,992	599,900.0
12 予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
合計	24,788,348	100.0	23,084,891	100.0	1,703,457	7.4

※構成比は小数点第２位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※今回から決算カードの例により性質別の分類を行っています。表中の（　）内の数値が従来の分類による昨年の報告値です。

１０．平成３０年度　一般会計当初予算歳入歳出構成比表

予　算　規　模
24, 788, 348 千円

単位：千円

歳　入（款別）

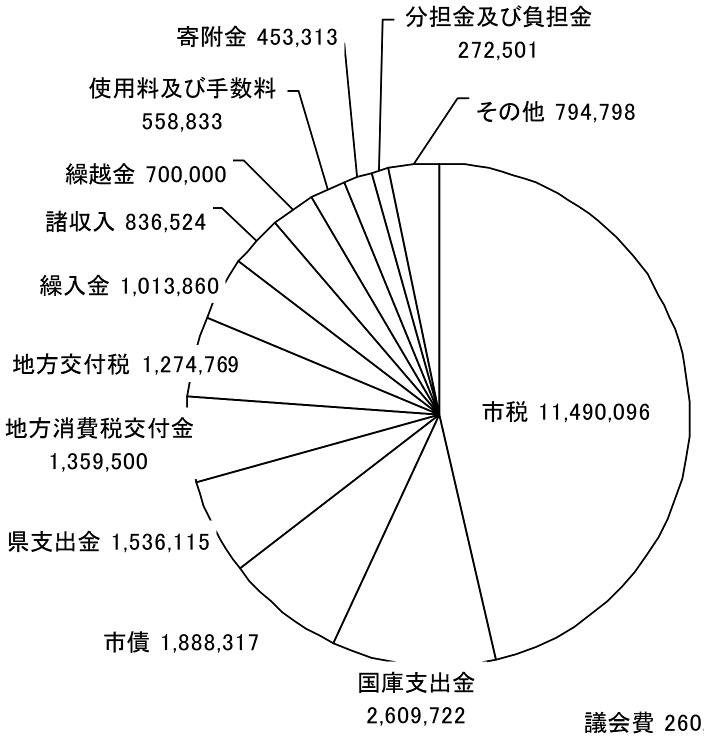

歳　出（款別）

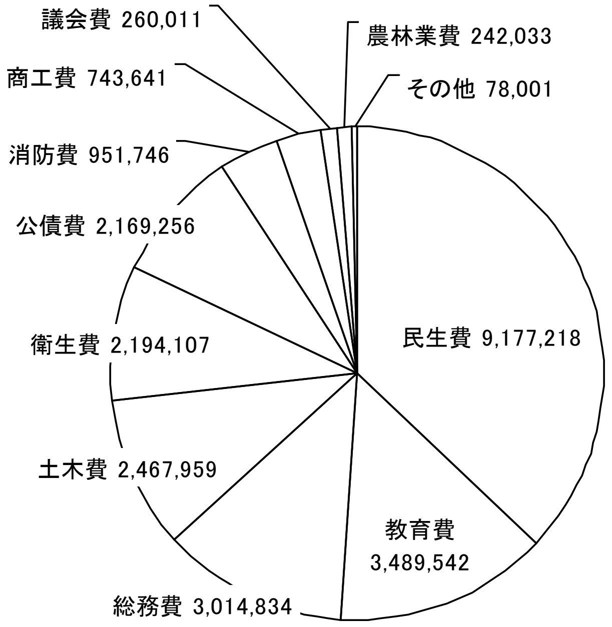

歳　出（性質別）

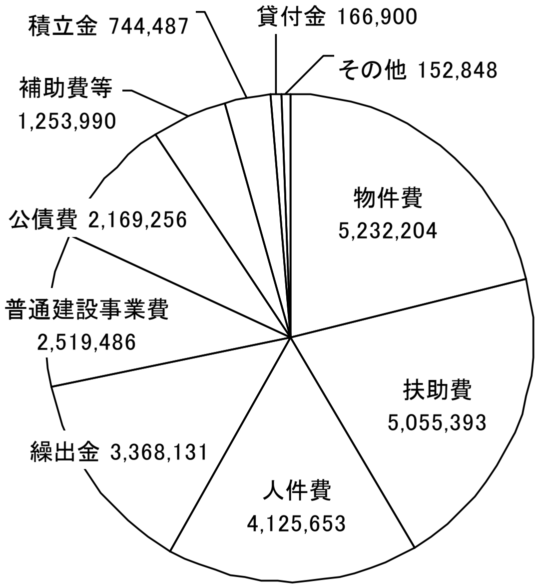

１１．　平成３０年度　主要事業

子育てと女性の活躍をまち全体で応援します！

事業費　　３，１６０万円

担当課　子ども未来課　企画広報課　ほか

子育て中の親子が敷居の高さを感じず、気軽に集い交流できる拠点を作ります。まち全体で子育てと女性の活躍を応援する、ネットワークの構築を目指します！

予算科目　3-2-4　2-1-7 ほか

目名　児童館・児童センター費　秘書企画費　ほか

特定財源　国庫補助金 1,580万円

事業の目的

本市の人口は減少傾向にあり、改善のためには、子育て世代の定住促進と出生率向上が重要です。そのためには、女性が安心して子育てすることができ、自身の成長や活躍に繋がる施策の充実が必要です。

また、これまで関係の薄かった企業、団体なども含め、まち全体で子育て家族を応援する仕組みづくりが必要です。子育てと女性の活躍が充実したまちとなるよう、本事業を実施します。

事業の内容

東児童センターを、未就園児を中心とした子育て支援の拠点として位置付け、子育て家族が気軽に集える場となるよう再整備します。具体的には車で来訪しやすくするための駐車場整備、未就園児向けのトイレ改修などを行います。拠点では子育て相談、親同士の交流、情報集約や講座開催など、様々な機能を備え支援を充実させます。

子育てに、シェアリングエコノミーという新たな分野の活用を図るとともに、子育てに関わる関係者や団体が連携できるよう、まち全体で子育てを応援する仕組みづくりを進めます。

また、市内飲食店等を「子育てと女性活躍応援のサテライトカフェ」と位置づけ、企業等も子育てに参画し支援の輪を拡げます。

事業の効果

女性が安心して子育て出来る環境が充実します。講座等の開催や効果的な情報発信により、就業、起業、ボランティアなど様々な形で女性が活躍できるきっかけをつくります。女性が活躍することで、地域が元気になり、経済の活性化に繋がります。

高齢者も含め、子育て支援に関わる人の輪が広がることで、「生涯活躍のまち」となります。

協働のための仕組みやルールを定める条例をつくります

事業費　　８４万円

担当課　企画広報課

市民と議会、行政がお互いを尊重しながら、協働によるまちづくりを進めていくために必要となる、それぞれの役割やルールを定める条例の制定に向けて、条文の内容を検討します。

予算科目　2-1-7　　目名　秘書企画費

特定財源　国庫補助金 41万円

事業の目的

　多くの市町村と同じように、犬山市も少子高齢化を原因とする人口減少に直面しています。今後は、地元の祭りや子ども・高齢者の見守りなどといった地域活動の担い手が不足し、活動を維持することが困難になっていくことが想定されます。
　そこで、地域の抱える問題を市民（団体を含む）、議会、行政の協働によって解決できるように、それぞれが果たすべき役割や協働の仕組み、ルールなどを定める条例をつくり、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。

事業の内容

○平成２９年度に開催した公募市民と職員による会議（いぬやま未来会議）や地域コミュニティ、まちづくり団体などに対して行ったインタビューなどによってお聞きした条例に対するご意見をもとに、条文の案をつくります。
○作成した条文案を大学教授などの専門家を交えた審議会で検討します。
○市民のみなさんと条例案について意見交換するためのフォーラムを開催します。

事業の効果

　市民、議会、行政の役割を明確にし、一人ひとりが協働に対する共通認識を持つことにより、様々な人や団体などが円滑に連携しながらまちづくりを進めることができるようになります。

公有財産を売却し、財源確保に努めます

事業費	６６５万円	担当課	経営改善課

行政目的がなく不用となった土地を売却し、財源確保を図ります。売却益は公共施設等管理基金に積み立て、公共施設マネジメントを推進します。

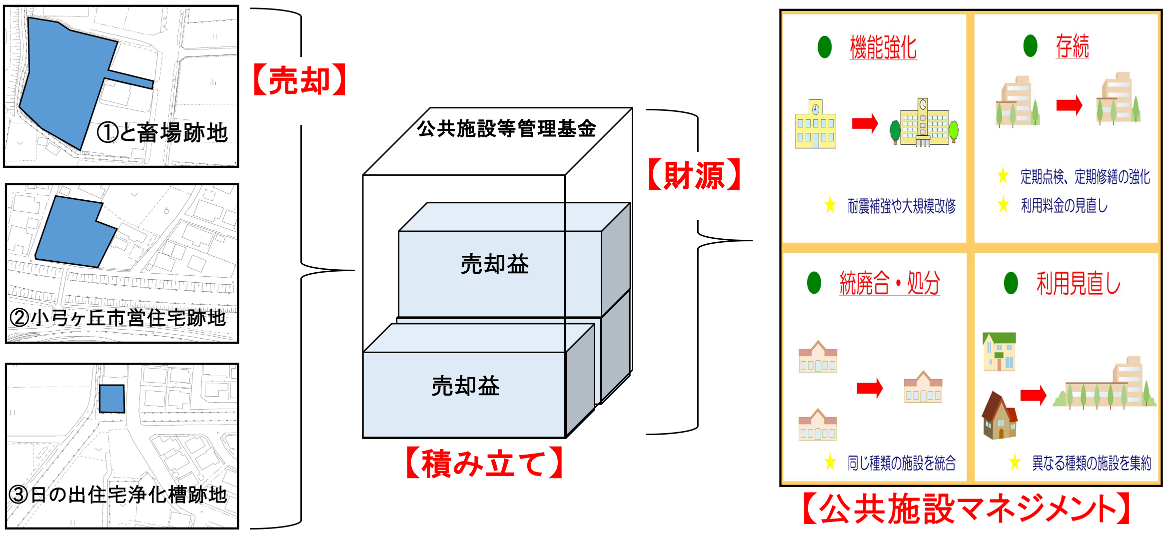

予算科目	2-1-3	目名	財産管理費
特定財源	なし		

事業の目的

公有財産を適正に維持管理し管理コストを抑制、行政目的がなく不用となった土地の有効活用・売却の検討を行い財源確保を図ります。売却益は公共施設等管理基金に積み立て、公共施設マネジメントを推進します。

事業の内容

不動産鑑定委託を実施し、土地の価格を設定します。売却にあたっては、ヤフー株式会社が運営する公有財産オークションシステムの利用など、最も有効な手段を検討し実施します。

・売却予定地：①と畜場跡地（大字羽黒字下堂前地内、約4,400㎡）
　　　　　　　②市営小弓ヶ丘住宅跡地（大字羽黒字桜海道地内、約1,000㎡）
　　　　　　　③日の出住宅浄化槽跡地（大字羽黒字小豆田地内、約220㎡）

・事業費の内訳：不動産鑑定委託料（883千円）、オークション利用料（5,766千円）

事業の効果

上記①～③の売却益は、合計で1億7,794万5千円を見込んでいます。

売却益は基金に積み立て、今後、継続して実施する統廃合も含めた公共施設マネジメントの財源とします。このことにより、持続可能なまちづくりを実施するための基盤を構築します。

ふるさと納税制度を活用して財源確保を推進します

事業費　　１億９，２４２万円　　担当課　経営改善課

全国からふるさと犬山応援寄附金を募り、自主財源の確保と犬山のＰＲを図ります。

予算科目　２-１-１３　　目名　ふるさと納税推進費

特定財源　ふるさと犬山応援基金積立金利子 25万円

事業の目的

ふるさと納税により、犬山市へご寄附を頂いた方へ記念品を贈呈するなどして、寄附金の増加を図ることで、自主財源の確保を進めます。
また、犬山らしい事業への寄附を募る取り組みや、記念品を全国の寄附者に贈呈することで、当市や市内事業者等のＰＲのほか、消費を伴う産業の活性化を図ります。

事業の内容

○市外からのふるさと納税に対し、インターネットでの申込み、カード決済、記念品（特産品やベビー用品など136品目(平成30年2月時点)）の贈呈などを実施します。
○返礼品贈呈は寄附拡大の他、市内産業の振興・ＰＲ等の側面も有しています。
○使い道は９つ（歴史・文化、産業、子育て、福祉、教育、健康、環境、都市基盤、市長にお任せ）
○特定の事業を対象に寄附を募るガバメントクラウドファンディング（日本ライン夏まつり納涼花火大会の開催、文化史料館南館の整備など）も実施します。
○寄附金は基金に積み立て、寄附者の意向に沿う事業の財源として1～12月までの寄附を翌年度の予算に充当します。

事業の効果

この事業は、平成27年9月に本格的にスタートしました。全国から集まった寄附金額の実績としては、平成27年度は6,949万円、平成28年度は1億4,822万円、平成29年度は1月末時点で3億7,512万円となっており、着実な財源確保につながっています。
平成30年度も効果的なＰＲなどを実施していくことで、寄附の受入目標額を4億5,000万円としています。

投票環境向上のため、期日前投票所の開設時間を一部延長します

事業費	1，９３４万円 （期日前投票経費）	担当課	総務課

期日前投票所の開設時間を延長（期間中２日間）し、現役で働く世代にも投票しやすい環境を整えます。

＜延長内容＞

◎　第１期日前投票所
（犬山市役所）
●　閉鎖時間
午後８時 ⇒ 午後９時
※１時間延長

◎　第２期日前投票所
（犬山市南部公民館）
●　閉鎖時間
午後６時 ⇒ 午後９時
※３時間延長

予算科目	2-4-2 2-4-4	目名	犬山市長選挙費 愛知県知事選挙費
特定財源	犬山市長選挙は特定財源なし 愛知県知事選挙は県委託金 4,070万円		

事業の目的

投票率が低下傾向にある中、投票環境を拡充することで投票行動につなげ、投票率の向上を目指します。

事業の内容

既存の期日前投票所（市役所・南部公民館）の開設時間について、これまでの投票者数の結果を踏まえ、投票率が高まる選挙期間終盤２日間の開設時間を午後9時まで延長します。

※　総事業費　3,899万円（犬山市長選挙費）
4,070万円（愛知県知事選挙費）

事業の効果

期日前投票所の開設時間を延長することによって、現役で働く世代の仕事帰りの投票を呼び込むことにつながり、投票率の向上が見込まれます。

ＩＣＴの推進！子育て支援アプリを導入します

事業費　　２０７万円

担当課　情報管理課
健康推進課　ほか

ＩＣＴを活用した市民サービス向上を図るため、スマートフォン用子育て支援アプリを導入します。

予算科目　２−１−１２　　目名　情報システム管理費

特定財源　なし

事業の目的

自治体が提供する各種サービスについて、ＩＣＴを利活用することによって効率的な情報提供、情報共有や利便性向上を図ります。子育て支援アプリの導入で、仕事と育児の両立、初めての子育てなど、子育て世代が抱く不安や負担を軽減します。

事業の内容

現在の子育て世代は、スマートフォンの普及が進んでいます。子育て支援アプリを導入し、自治体が提供する各種サービスについて効率的に周知するなど、犬山市内に居住する子育て世代をサポートする体制を強化します。
○予防接種のスケジュール管理による接種漏れ防止
○電子母子父子手帳による健診情報や発育状態の記録
○健診日の案内やイベント情報などリアルタイムな情報提供
○その他、電子メールやプッシュ通知による市からのお知らせなど

事業の効果

空いた時間に手軽に利用できるスマホアプリを導入することで、より効率的でダイレクトな情報提供を可能とします。また、管理が面倒な予防接種のスケジュールをメールでお知らせするなど、接種漏れや接種間隔の誤りを防止する効果があります。

防災マップを全面改訂します

事業費　７７０万円

担当課　地域安全課

危険箇所や災害の種類に応じた対応方法を学び、命を守る行動につなげるため、新しい防災マップ・ハンドブックを作成します。

予算科目　2-1-6　目名　災害対策費

特定財源　県補助金 256万円

事業の目的

近年では地球温暖化に伴う気候変動により雨の降り方が局地化・集中化しており、昨年の豪雨のような極端な降水がより頻繁に発生する可能性があります。地震についても、南海トラフを震源とする巨大地震は周期的に起きることが分かっています。市では平成３０年度に市内の内水浸水シミュレーションを実施し、内水ハザードマップを作成します。そうした結果を反映した最新の危険箇所や避難場所、災害に関する知識や対応を示したマップとハンドブックの作成により、犬山市の防災力向上を図っていきます。

事業の内容

危険箇所や避難場所を示した地図はもちろん、防災ハンドブックとして、災害の種類に応じた対応方法、家庭における備え、避難の心構えなど、多様な視点での防災知識を取り入れた、啓発のための冊子も作成します。なお、地図とハンドブックは別体とし、地図部分のアップデートに対応します。

市民一人一人が自然災害に対する「心構え」と「知識」を備え、自ら考え適切に行動できるように、新しい防災マップとハンドブックを市内全戸に配付します。

事業の効果

災害時の被害を少なくするためには、市がすべき防災対策をしっかり行うことと同時に、市民自らが、周囲で生じている状況や知り得た情報から判断して、主体的に命を守る行動を取ることが大切です。

新しい防災マップとハンドブックを配付し、自分が住んでいる場所に関する災害リスク、地形等を踏まえた災害ごとの適切な避難行動を知り、自然災害に対する「心構え」を持つことによって、防災力の向上と減災につなげていきます。

避難のタイミングを電話で知らせます！

事業費　　　　　　１２２万円

担当課　地域安全課

要配慮者などに対し、自動で一斉電話をかけることで、
「早めの避難行動」を促します。

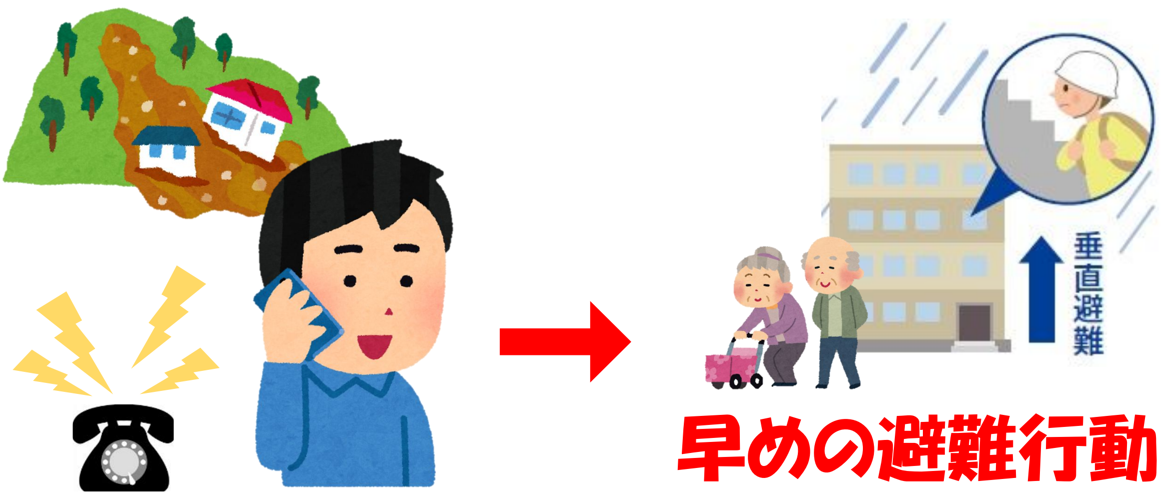

予算科目　2-1-6　　　目名　災害対策費

特定財源　なし

事業の目的

現在、災害に関する情報伝達方法は登録制メール『安心情報メール』を使用していますが、「メールを利用していない方」や「情報を確実に伝えたい方」へ情報を発信できるようにします。

事業の内容

『安心情報メール』システムに自動で一斉に電話をかける『架電システム』を付け加えます。

自動架電の対象者は、避難行動要支援者・土砂災害警戒区域にお住まいの方・視覚に障害をお持ちの方・支援者の代表となる町会長とし、「早めの避難が必要な人」、「今まで情報が届きにくかった人」に対して、確実な情報伝達を行う環境整備を行ないます。

【システム内容】

◯メッセージは最長60秒・電話にでなかった時は再ダイヤル・電話に出たかどうか検知可能・聞き逃しの場合はリダイヤルで聞き直し可能

◯対象者700人に約10分で伝達可能

事業の効果

『架電システム』を付け加えることで、情報伝達がより迅速に確実なものとなり、地域の助け合いによる「早めの避難行動」を促進します。

平成２９年７月・８月の豪雨のような、「避難」までのリードタイムが短い災害に対しても、避難行動のきっかけを知らせるものとして効果を発揮します。

市民の誰もが活躍できる場づくりを展開します

事業費	８７０万円	担当課	地域安全課

「活躍する市民」と「活躍する場と機会」を創出し、様々な人々がつながり、社会に参画する仕組みをつくります。

予算科目	2-1-8	目名	地域活動推進費
特定財源	国庫補助金 431万円		

事業の目的

社会の成熟によって、人々の価値観は多様化し、人と人とのつながりが希薄になったことから、地域で起きているさまざまな問題の原因は多岐にわたります。これら地域課題に対応していくため、行政やNPOに加え、多様な主体の連携が必要です。また無償ボランティアや助成金頼みの社会的な取り組みを、持続可能な事業性のある取り組みへと転換していくことも含め、広く市民が活躍（社会参画）する仕組みをつくります。

事業の内容

○今年も引き続き、人材の掘り起こしを行うと共に、活用できる場所や機会などの地域資源の情報を収集し、それらを発信するウェブサイトの立ち上げ
○40歳代までの若手による新たな活動を生み出すための場「フューチャーセッション」を定期的に開催し、若手のまちづくり人材を育成
○未来の人材活躍補助金を交付し、若手人材の新たなまちづくり活動を応援
○地域で地域の課題を解決するモデル事業を実施、プロセスを検証し、課題解決のための活動を支援

事業の効果

フューチャーセッションにより新しい人材の社会参画を促し、そこから生まれる新しい取り組みと、これまで活動している団体などがつながり、まちの魅力創出や地域の課題を解決していく新たなまちづくりの動きを生み出します。

今井老人福祉センターを誰もが利用できる施設にします

事業費　　４３５万円　　担当課　地域安全課

今井老人福祉センターの用途を変更し、誰もが利用できる施設にします。

予算科目　2-1-8　　目名　地域活動推進費

特定財源　施設使用料 1万円

事業の目的

現在、今井老人福祉センターは、市内に居住する60歳以上の方を対象者とした健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設となっており、対象が限定的でしたが、対象者の年齢制限や施設の目的を変更し、子供から高齢者まで誰もが利用できる施設とします。

なお、用途変更に伴い、名称は「今井ふれあいセンター」と変更します。

事業の内容

○空調機改修工事請負費　223万円
○施設管理業務委託料　119万円
○維持管理に要する費用　93万円
（光熱水費、通信運搬費、消防設備・浄化槽保守委託料など）

事業の効果

施設の用途変更により誰もが利用できる施設になり、施設の有効利用を図ることができます。

また、子供から高齢者まで幅広い年齢の方が利用できるようになるため、世代間交流の場として、また、まちづくり活動の拠点としての活用も期待でき、施設や地域の活性化を図ることができます。

安全で安心なまちづくりを目指します

事業費　１９７万円

担当課　地域安全課

防犯カメラの設置や、ドライブレコーダー装着車へのステッカー配布を通し、皆さんが安全で安心して暮らせる「まちづくり」を目指します。

※イメージ図

予算科目　2-1-11　　目名　交通防犯対策費

特定財源　なし

事業の目的

市民生活に不安や脅威等を与える犯罪や交通事故などを未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、市民にとって暮らしやすい社会を目指します。

事業の内容

○道路や駅周辺などへ、防犯カメラを4基設置します。
（設置場所については、警察と連携しより効果的な場所を検証します）

○悪質ドライバーによる走行妨害や煽り運転に対する抑止力強化など、安心して車を運転できるようドライブレコーダー装着車へ「ドライブレコーダー作動中」のステッカーを配布します。
（作成枚数：500枚）

事業の効果

○防犯カメラの設置については、犯罪の未然抑止及び地域の防犯力向上が図れます。
また、犯罪件数の減少も期待できます。

○ドライブレコーダー装着中のステッカー配布については、運転時のトラブル回避や交通事故の未然防止が期待できます。

コミュニティバスを再編します

事業費　　　１億１，６９２万円　　**担当課**　地域安全課

犬山市コミュニティバスを平日毎日運行し、交通空白地を減らします。

予算科目　２-１-１１　　**目名**　交通防犯対策費

特定財源　国庫補助金 750万円　公共交通網整備基金繰入金 3,100万円

事業の目的

　犬山市では、交通空白地の解消や交通弱者の交通手段の確保及び日常生活の支援拡充のための主要な公共施設や市街地等へ移動する手段として、コミュニティバスを運行しています。

　平成25年11月から運行する現行路線等を見直し、さらに利便性を高めるため平成30年11月を目標にコミュニティバスの再編を行います。

事業の内容

　市民や利用者のニーズに応え、運行台数、路線、バス停などの改善を行います。

　○バスを５台から７台へ増車します。うち２台は小型車両（１１人乗り）を導入し、従来の車両では通行できなかったエリアにも運行します。

　○路線数を５台８路線から７台７路線に変更し、月～金曜日の毎日運行を行います。

　○バス停を２０箇所程度新設します。

事業の効果

　今回の再編により、交通空白地の解消や平日毎日運行などを実施するため、バスの利便性向上を図ることができます。

　空白地の解消により、これまでバスが利用できない方に対し、買い物や医療機関へ通うための交通手段を確保するとともに、毎日運行では、曜日を気にせずに、外出する機会を提供することになります。

「マイナンバーカード」を活用し地域の消費を拡大します

事業費	５万円	担当課	市民課

「マイナンバーカード」を活用した地域経済応援ポイントの導入による消費拡大実証事業へ参加します。

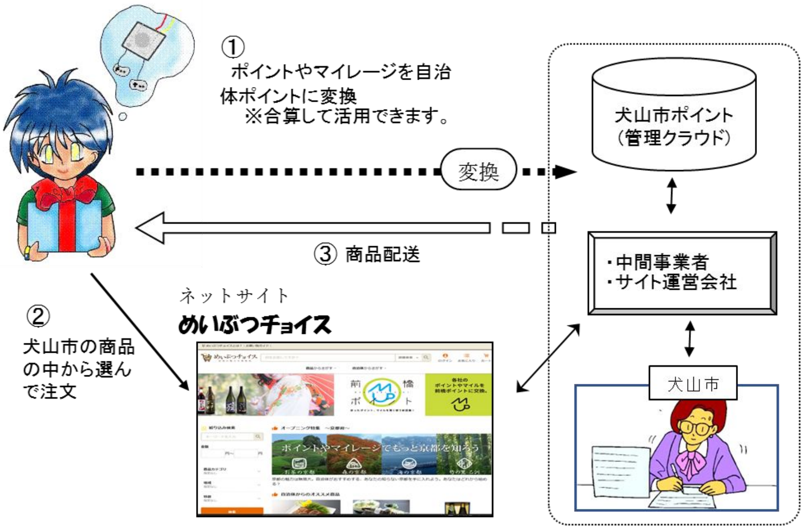

予算科目	2-3-1	目名	戸籍住民基本台帳費

特定財源　地域経済応援ポイント交付金 ５万円

事業の目的

総務省は、民間事業者のポイント（クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなど）を地域経済応援ポイントとして活用できる仕組みを昨年9月から開始しました。
この事業へ参加することにより地域経済活性化及びマイナンバーカードの普及促進等を図ります。

事業の内容

実証事業へ参加するにあたり、通販サイトである「めいぶつチョイス」を利用して地域の商店が商品を全国に紹介・販売できるよう取組みを進めます。
ポイント・マイレージなどが自治体応援ポイントに転換された際、その精算金が市の歳入となります。利用者が商品を自治体応援ポイントで購入した際に、市からポイント分の代金を支払います。

事業の効果

マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、犬山ならではの商品や産物を全国に情報発信することで犬山の魅力を感じていただき、犬山に興味をもっていただくきっかけになります。

救急自動車の更新とAEDの屋外設置を行います

事業費	３，５９６万円	担当課	消防総務課・消防署

救急自動車を更新し、救命資機材を高度化すると共に、AEDの屋外設置を行い救命率の向上を図ります。

予算科目	8－1－1 8－1－3	目名	常備消防費 消防施設費
特定財源	国庫負担金 1,455万円		

事業の目的

○救急自動車の更新と共に、高度救命資機材を整備し、救急隊の処置範囲拡大に対応していきます。
○救急自動車の到着に時間を要する地域などの屋外にAEDを設置し、救急隊が到着するまでの間に、住民による救命手当が行えるようにします。

事業の内容

○救急自動車、高度救命資機材の更新　　3,320万円（8-1-3）
　救急救命士の処置範囲拡大（血糖測定によるブドウ糖の投与など）に対応します。
○AEDの屋外設置　　93万円（8-1-1）
　屋外設置専用のボックスを整備し、AEDを収納します。

事業の効果

○救急救命士が高度救命資機材を活用し、救急傷病者の救命効果の向上及び生命保持に寄与するため、応急処置等を実施し、医療機関へ迅速に搬送します。
　平成29年中出場件数　3,139件（平成28年中　2,896件）
○救急車が到着するまでの間にAEDを使用し、救命率の向上を図ります。

平成３０年１０月供用開始を目指し消防署北出張所庁舎の整備を進めます

事業費	７，２６７万円
担当課	消防総務課

消防署北出張所を新築移転します。

予算科目　8-1-3　　目名　消防施設費

特定財源　なし

事業の目的

現在の北出張所の建物は、昭和３６年に建設されてから約５０年が経過し、耐震診断の結果、耐震性がないことも明らかになっていることから、内田防災公園の北東部分へ新築移転をします。平成３０年１０月の供用開始を目指します。

事業の内容

消防署北出張所庁舎整備費　7,267万円

概要

所在地　　犬山市大字犬山字身打田11-5

延床面積　577.69㎡

主な設備　1階　事務所・食堂・出動準備室・浴室・多目的便所・会議室・男子女子便所・車庫

2階　個室仮眠室・倉庫・ロッカールーム・訓練室・男子女子便所

他の設備　ホース干し用タワー・放水訓練用の放水壁

事業の効果

防災拠点としての機能を発揮することができる出張所の建設を行うことにより、消防体制の充実強化を図り、地域住民の安心・安全な暮らしを守る拠点とします。

障害者の相談支援の拠点として、障害者基幹相談支援センターを設置します

事業費	1，997万円	担当課	福祉課

犬山市役所福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務を実施します。

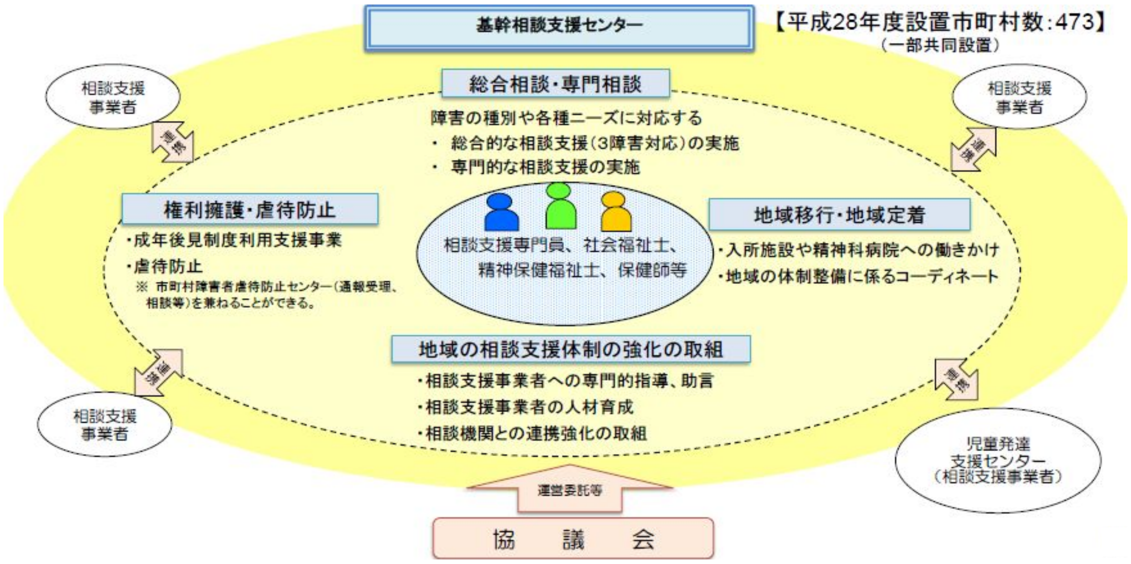

予算科目	3-1-2	目名	障害者福祉費

特定財源　国庫補助金 481万円　県補助金 241万円
福祉基金繰入金 1,274万円

事業の目的

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者基幹相談支援センターを設置し障害者の相談支援体制整備を目指します。

事業の内容

　相談員3名で地域の障害者に関する、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止の取組などを行います。
　3年間事業費：5,912万円（債務負担行為）

事業の効果

　障害者等が身近な場所で障害の総合的・専門的な相談ができ、ワンストップで適切な関係機関につながるようになります。また、地域の相談支援事業者への助言や人材育成研修の実施など地域の相談支援体制を強化し、障害者の安心した暮らしにつなげます。

養護老人ホームの民営化を進めます

事業費　８，３０５万円

担当課　長寿社会課

養護老人ホームを平成31年度から民間法人に移管するため、施設整備の一部を補助します。

予算科目　3-1-3　目名　老人福祉費

特定財源　県補助金 7,482万円

事業の目的

老朽化が進む養護老人ホーム（昭和51年建築）を社会福祉法人ともいき福祉会に移管し、法人の専門性を活用し、更なるサービスの向上を図ります。
平成30年度は施設整備の一部を補助します。

事業の内容

○補助の内容
〈県補助〉
・介護施設等整備事業費補助金（整備補助）2,270,000円×29床=65,830,000円
・　〃　（開設準備経費補助）　310,000円×29床=　8,990,000円
〈市補助〉
・養護老人ホーム整備事業費補助金　65,830,000円×1/4×1/2≒8,229,000円
○施設開設　平成31年4月の予定

事業の効果

平成３１年度から民営化する養護老人ホームについて、施設整備にかかる事業費補助を行い、円滑な運営支援を行います。

小学校（今井・栗栖・池野・犬山西）のトイレを改修します

事業費　３，７５０万円　担当課　学校教育課

教育環境の改善を図るため、におい対策、女子トイレの便器洋式化工事を実施します。

予算科目　9-2-1　目名　学校管理費

特定財源　国庫補助金 1,250万円　市債 1,860万円

事業の目的

学校からの要望や、平成２７年度にＰＴＡ役員や教職員を対象に実施した施設改修のアンケートの中でもトイレ改修の優先順位が高かったことから、平成２８年度からの３か年で、犬山市内の小中学校のトイレのにおい対策、便器の洋式化工事を実施し、教育環境の改善を図ります。

事業の内容

におい対策については、男子トイレの小便器の取替、排水口からのにおいの逆流を防ぐため床を湿式（タイル）から乾式（床シート）へ変更し、洋式化については、女子トイレの1箇所ごとの洋式便器の割合が過半数以上となるように改修します。

平成２８年度改修　犬山中，城東中，南部中，東部中　（４校）※当初予算対応
犬山北小，犬山南小，城東小，東小（４校）※補正により前倒し
平成３０年度改修　今井小，栗栖小，池野小，犬山西小（４校）

事業の効果

既に改修工事を実施した学校では、尿石や排水口からのにおいが解消されるとともに、壁掛け小便器や床の乾式化により清掃のしやすさや衛生管理の効率化が図れました。

また、洋式化については、１箇所ごとの洋式便器の割合を過半数以上としたため、児童・生徒の満足度が向上しました。

犬山市立楽田小学校の北舎・体育館等の整備を進めます

事業費　７億６，８６６万円　担当課　学校教育課

児童の教育環境の向上と、楽田地区の拠点として、利用しやすい複合施設とします。

予算科目　9-2-3　目名　学校整備費

特定財源　国庫補助金 9,096万円　市債 5億1,400万円
楽田小学校体育館等整備基金繰入金 6,206万円

事業の目的

平成２８年度末に策定した「犬山市小中学校施設整備計画」に基づいた学校施設の環境整備を進めます。

また、平成２４年度に解散した楽田林友会より、楽田小学校体育館建て替えのために３億５００万円余りの寄附をいただき、寄附の際の附帯要望で謳われている犬山市立楽田小学校の北舎・体育館等の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

事業の内容

平成２８年度　プロポーザル方式により、設計者を決定し、基本設計・地質調査を実施
平成２９年度　実施設計と並行して測量調査を実施する。仮設道路（進入路）工事を施行
平成３０年度　新校舎建築工事の改築工事を施行
平成３１年度　既設北校舎解体。跡地に新体育館の改築工事を施行
平成３２年度以降　既設南校舎の改修工事、プール改修工事及び学校周辺整備工事の施行。
既設体育館解体

事業の効果

児童の安心安全な教育環境の施設整備を前提としつつ、楽田ふれあい図書館（文化スポーツ課）の再編、児童クラブの学校敷地内への移設（子ども未来課）、避難所施設の機能向上など施設の複合化・多機能化をあわせて進めます。

平成３３年度までに小中学校に空調設備を設置します

事業費　　５７９万円

担当課　学校教育課

平成３０年度は、中学校の普通教室及び音楽室に空調設備を設置するため、実施設計を行います。

予算科目　9-3-1　　目名　学校管理費

特定財源　なし

事業の目的

近年の夏の暑さ・熱中症対策については、大きな課題となっており、小中学校の普通教室へのエアコン設置は、教育環境整備の観点からも全国的に進んできています。

本市においても、教室内の温度を測定した結果、７月はほとんどの教室で連日30度を超え、文部科学省の示す「学校環境衛生基準」を満たしていない状況でした。そのため、普通教室及び音楽室へのエアコン設置工事を実施し、児童・生徒の学習環境の改善を図ります。

事業の内容

平成30年度から順次設計に着手し、平成31年度の中学校4校への設置を皮切りに、平成33年度までの3か年計画での設置を予定しています。

中学校：①普通教室　６７教室，②音楽室　５教室　計　７２教室

小学校：①普通教室１６８教室，②音楽室１２教室　計１８０教室　合計２５２教室

楽田小学校については、改築・改修事業の進捗に合わせて、平成30年度から順次設置を予定しています。

事業の効果

文部科学省が示す「学校環境衛生基準」の教室内の温度基準を満たすことで、児童・生徒が授業に集中できる快適な教育環境の確保が可能となります。

造成地の盛土調査を実施します

事業費	４００万円	担当課	都市計画課

南海トラフ地震の対策として、大規模造成地の変動予測抽出調査を行います。

予算科目	7-4-3	目名	建築総務費
特定財源	国庫補助金 130万円		

事業の目的

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」第１次報告にて南海トラフ巨大地震の推計震度が見直され、犬山市においても大規模盛土造成地の耐震対策を進める必要があります。

そこで、まずは大規模盛土造成地に対する第１次スクリーニング（変動予測抽出調査）を実施して、その抽出結果を公表することで、当該地域に居住の方々に注意喚起を行います。

事業の内容

犬山市内の大規模盛土造成地と思われる地域を把握して、過去の地形と現在の地形の変化や造成の工法など現在把握している情報に基づいて、どこにどの程度の大規模盛土が存在しているのかの調査を行います。

また、調査結果については市民に公表することで地域の注意喚起に活用するものです。

事業の効果

大規模盛土造成地の抽出結果を公表することで、自身の居住地の状況を理解したうえで発災時にいち早い対応が可能となります。

また、行政としてもあらかじめ危険な地域を想定できることによって、発災時に的確で早急な対応が可能となります。

定住促進事業を拡充します

事業費　　　　　１，６００万円　　担当課　都市計画課

若い世代が住むための住宅リフォーム費用の一部を補助します。

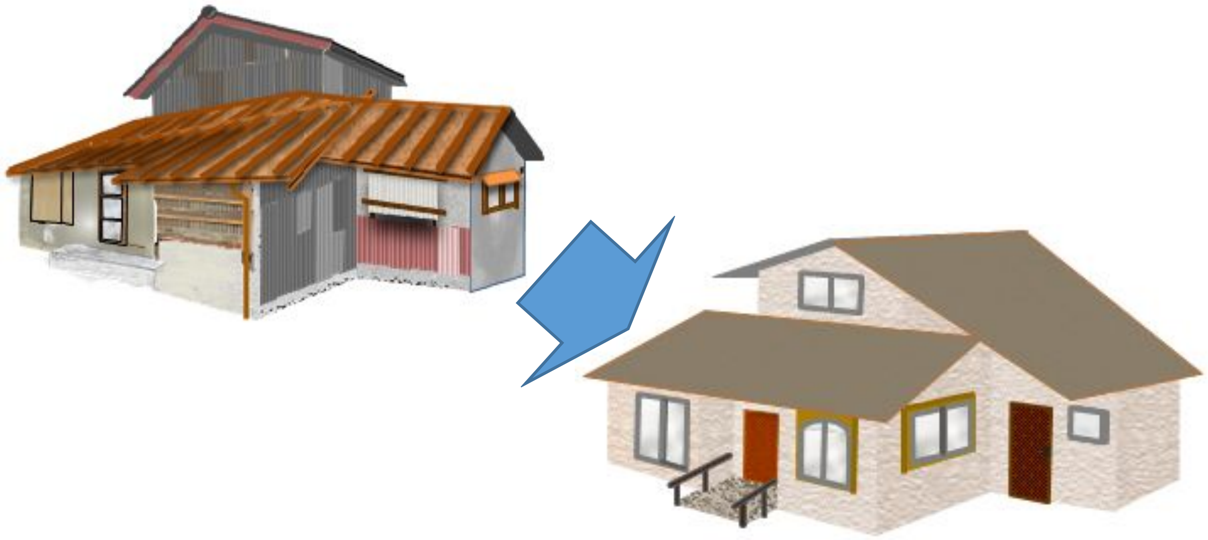

予算科目　７-４-３　　目名　建築総務費

特定財源　なし

事業の目的

平成２７年度より実施している「ふるさと定住促進サポート事業」が市内に親がいる市外在住の若い世代（40歳以下）に犬山へ移住してもらう事業であるに対して、若い世代が市内で居住するために住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助することにより、本市での永住促進を図る視点から、定住促進事業として住宅リフォームの費用の補助制度として拡充します。

事業の内容

40歳以下の若い世代が市内に所有する住宅を、そこに住むために改修(リフォーム)する費用の補助する制度を拡充します。
例：親と子が同居するための改修の場合　上限30万円　補助率1/5　など
（耐震改修補助金や空き家バンク活用改修補助金と併用が可能の予定）
（対象事業の施行者は、市内の事業所に限ります。）

事業の効果

若い世代が、住宅の老朽化や親との同居のための改修費を理由に犬山市外に移住の検討をすることのないように、犬山市に住み続けてもらうための住宅改修費の一部を補助することで、市内定住者の維持や空き家の発生抑制に寄与します。
また、対象事業の施行者を市内事業所に限定することで、市内事業者の活性化にも寄与します。

都市計画道路富岡荒井線を整備します

事業費	９，４９１万円	担当課	整備課

市の道路網における南北軸となる幹線道路整備により、道路利用者の安全確保や渋滞緩和、消火活動困難地域を解消し、地域の発展を図ります。

位置図

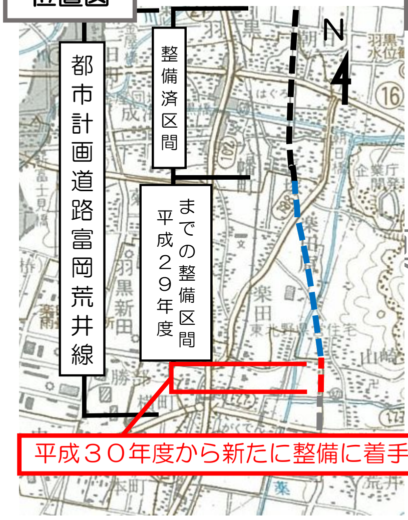

整備イメージ（園芸共販施設集荷場～楽田東子ども未来園）

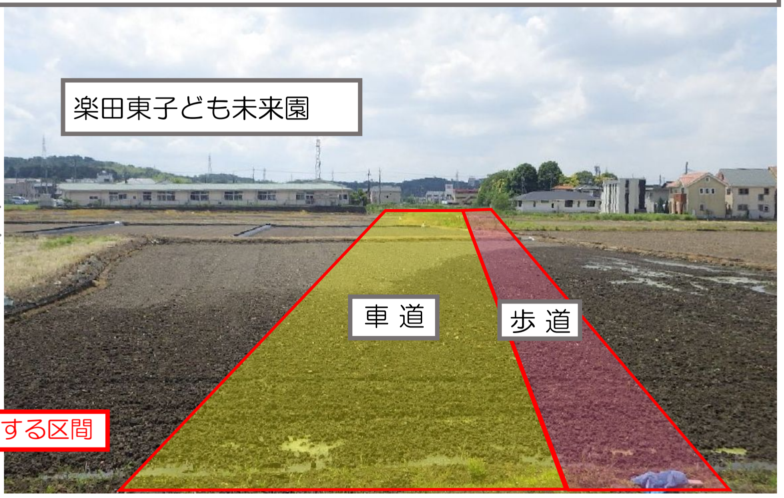

予算科目	７-４-４	目名	街路事業費

特定財源	県補助金 1,152万円　市債 4,180万円

事業の目的

都市計画道路富岡荒井線は犬山市を南北に縦断する幹線道路であり、北側より順次整備を進めていますが、南部の楽田地区内は未整備です。この区間の現状は、並行する県道善師野西北野線の道幅が狭く歩道もないため、朝夕のラッシュ時には自動車・自転車・歩行者が錯綜して大変危険です。また、消防車などの緊急車両の通行が困難な状況にあることから、幹線道路として安全な道路を整備し、道路利用者や周辺地域住民の安心・安全を確保します。

事業の内容

平成２９年度までは犬山市南部高齢者活動センターから野田地内の園芸共販施設集荷場までの区間を継続して整備してきました。平成３０年度からは、事業効果を早期に発揮するため、この区間の整備を継続しながら、新たに園芸共販施設集荷場から番前地内楽田東こども未来園付近までの区間の整備を新たに着手し、順次、用地取得及び道路整備工事を進めます。

事業の効果

都市計画道路富岡荒井線は市の道路網の南北軸を構成する重要な路線であるとともに、現在危険な県道善師野西北野線のバイパスとしての機能を有しています。そのため、幅の広い歩道や２車線の車道を整備し、自転車・歩行者の安全確保や周辺の消火活動困難地域の解消、渋滞緩和などを図ります。また、市の南北地域間におけるアクセス性が向上し、地域の発展に寄与することができます。

リース方式によるLED道路照明灯を導入します

事業費　　　　　　１８８万円　　担当課　土木管理課

既存の道路照明灯をリース方式を活用して経済的、効率的にLED化することで、維持管理費の縮減を図ります。

予算科目　７-２-１　　目名　道路維持費

特定財源　なし

事業の目的

本市は、電気料金の削減・維持管理費用の軽減を図るため、道路照明灯のLED化を推進することが効果的ですが、初期投資の負担が大きいためLED照明の導入が進みにくい実情がありました。
環境省の「地域におけるLED照明導入事業」を活用することで、リース方式によるLED照明に更新するために必要な計画策定費用及び策定した計画に基づきLED照明を導入する取付け工事費用の一部について支援を受け、リース方式による道路照明灯のLED化を図ります。

事業の内容

市内の道路照明灯450基について、既存の水銀灯等からLED照明に更新を行います。
○平成29年度　調査及び計画策定　※完了済
○平成30年度　リース会社によりLED道路照明灯へ更新後、10年間リースを行います。
※リース期間（予定）：平成30年12月1日　～　平成40年11月30日
リース料（予算額）：【10年総額】5,640万円　　【月額】47万円
平成30年度は4か月分（平成30年12月～平成31年3月）のリース料を予算計上

事業の効果

○リース方式による道路照明灯のLED化を図ることで、初期の事業費負担を複数年度（10年間）に分散・平準化する手法により、初期費用の抑制につながります。
○LED照明に更新することで電気料金が削減され、この削減分をもってリース方式（維持管理含む）を導入することで、保守メンテナンスといった従来業務の負担軽減を同時に実現できます。
※シミュレーション上では、年間の維持管理費を約220万円削減できる見込み。
○LED化により、CO2の削減効果があり低炭素化社会の実現に寄与します。

各家庭で自ら行う雨水対策について補助金を交付します

事業費	１００万円	担当課	土木管理課

住宅向けの雨水浸透貯留施設を設置する方に対し補助金を交付することで冠水被害等の軽減を図ります。

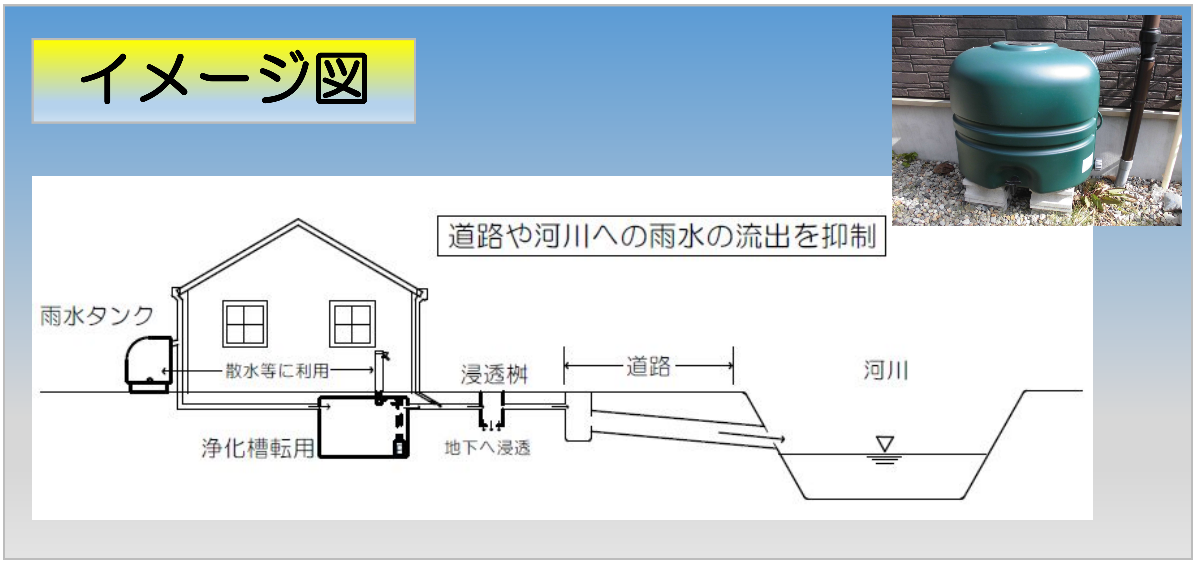

予算科目	７-３-２	目名	河川改良維持費
特定財源	なし		

事業の目的

市では、平成２３年度から、個人の方が既設浄化槽を雨水利用貯留施設に転用する際の、工事費の一部を補助する制度を運用してきました。平成３０年度から、補助金の交付対象となる施設を拡充し、自宅の敷地に雨水タンク、雨水浸透桝（ます）を新たに設置される方に対しても、設置に要した経費の一部を補助することができるよう制度の見直しを行い、降雨時の河川への急激な増水、道路冠水被害の軽減を図ります。

事業の内容

市内に居宅を有する方が、自宅敷地内に雨水タンク、雨水浸透桝、浄化槽転用施設のいずれかを新たに設置される場合、限度額の範囲で、設置に要した経費の半額を補助します。補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

○雨水タンク　建物の雨樋を接続し、雨水を貯めるタンク。
○雨水浸透桝　敷地内の雨水配管を接続し、雨水を地下へ浸透させる桝。
○浄化槽転用施設　不要となった浄化槽に雨水を貯留し、ポンプで汲み上げて利用する施設。

事業の効果

ご家庭において雨水を貯めたり、地下へ浸透させたりすることで、豪雨時に雨水が河川や道路に流れ出すピーク流量を抑制する効果が期待されます。

安定したごみ処理を行います

事業費　５億１，６０７万円　担当課　環境課

衛生的な住環境を保つため、市内で排出されたごみを都市美化センターで安定的に処理します。

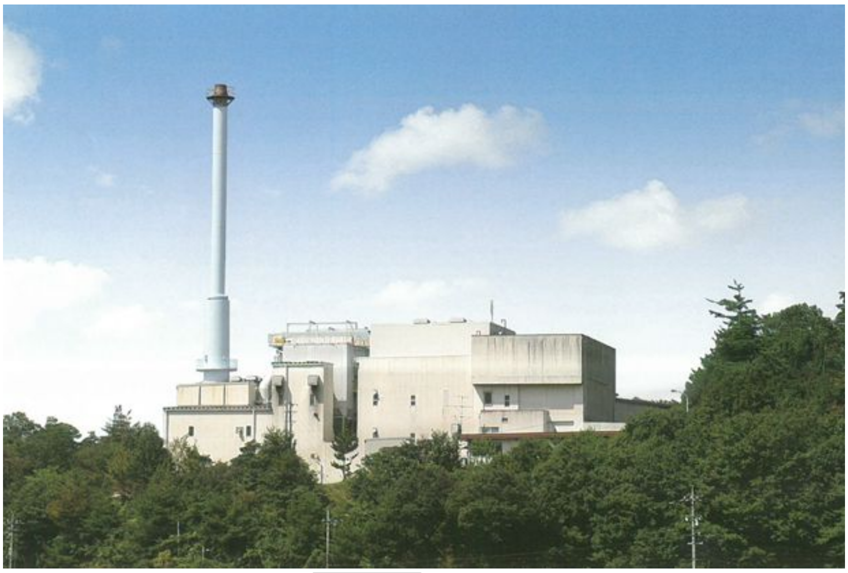

予算科目　4-3-2　目名　ごみ処理費

特定財源　電柱敷地使用料など 7万円　市債 6,970万円

事業の目的

○家庭や事業所から排出された一般廃棄物は、原則、排出された自治体の区域内で処理することとされています。
犬山市では、塔野地地区にある犬山市都市美化センターを適切に維持管理することで、ごみを安定的に処理します。

事業の内容

○都市美化センター運転管理等業務　２億６，９１４万円
施設の運転管理業務を専門的な知識・技術を有する事業者に委託します。
○都市美化センター施設維持補修工事　１億９，３７３万円
安定したごみ処理に必要な維持補修等の工事を行います。

事業の効果

○処理実績（平成28年度）
可燃ごみ焼却処理量　年間１８，３５６ｔ（１日あたり約５０ｔ）
不燃ごみ破砕処理量　年間　１，１９８ｔ（１日あたり約3.3ｔ）

農業を未来につなげるため、農業振興施策を推進します

事業費	２６４万円	担当課	産業課

犬山市農業経営地域戦略アクションプランに基づく農業振興施策の推進により、市内農業の持続的な発展を目指します。

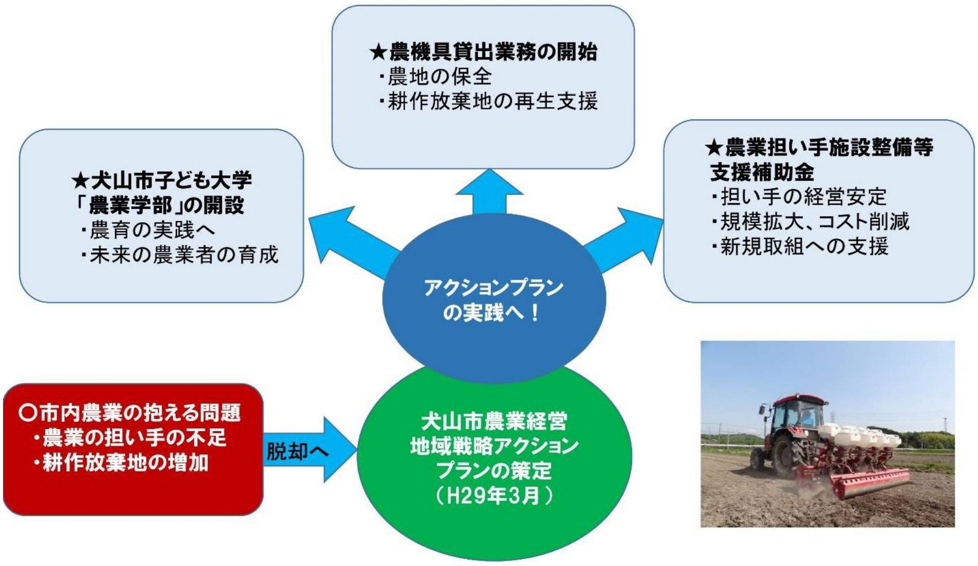

予算科目	5-1-3	目名	農業振興費
特定財源	ふるさと犬山応援基金繰入金 250万円		

事業の目的

○農業経営の安定、農地の保全、新規就農者支援事業等の農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進により、農業の健全な発展を図ります。

事業の内容

○農業担い手施設整備等支援事業　250万円
　農業経営改善計画等に基づき機械又は施設等を取得するための経費とし事業費1/3以内、上限100万円の支援を行います。
○農機具貸出業務委託　　14万円
　農機具販売会社で耕運機の借用ができる仕組みの構築を行います。（利用者負担有）
○子ども大学「農業学部」
　子ども大学農業学部を新設し、農育・食育の実施により、農業への関心を高め、未来の「農業の担い手」育成につなげる取り組みとして行います。
　【予算は社会教育総務費(9款5項1目)子ども大学開催委託料で計上（30万円）】

事業の効果

○担い手となる農業者の経営規模拡大を支援をすることにより、将来にわたる農業の担い手の確保・育成を図ります。
○新規就農者や定年後に農業を始める方が身近に耕運機を調達できる仕組みを構築することにより、耕作放棄地の増加に歯止めをかけます。
○子どもたちが実際に野菜を栽培、収穫、調理する体験を通じて、農業の楽しみを理解し、将来、農業に携わりたいと思う子どもを育成します。

１２.平成３０年３月補正予算の概要

○　補正額

犬山市全会計で、１億３，３６３万７千円
３月補正後における予算の総額は、４５０億２，４１０万７千円となった。

補正額の内訳として、
　一般会計は、１億１，９９２万１千円を増額
　　補正前の予算と比較して、０．５％の増加となった。
　特別会計は、１，３７１万６千円を増額
　　補正前の予算と比較して、０．１％の増加となった。

○　予算額の比較

・当初予算（全会計）との比較
　２６億７，０５８万６千円の増額
　率にして、６．３％の増加となった。

・昨年度の最終補正後の予算（全会計）との比較
　７億４，３６３万５千円の増額
　率にして、１．７％の増加となった。

１３．平成３０年３月補正後予算会計別総括表

（単位：千円・％）

会計名		平成２９年度（平成３０年定例会）３月（第８号）補正 補正前の額	補正額	補正後の額 A	平成２８年度 最終補正 補正後の額 B	比較増減 対前年度予算額 C＝A－B	伸び率 C／B
一般会計		24,658,105	119,921	24,778,026	24,211,836	566,190	2.3
特別会計	国民健康保険特別会計	8,935,196	0	8,935,196	9,185,832	△ 250,636	△ 2.7
	犬山城費特別会計	267,783		267,783	304,868	△ 37,085	△ 12.2
	木曽川うかい事業費特別会計	69,124		69,124	50,911	18,213	35.8
	公共下水道事業特別会計	2,413,855	△ 35,858	2,377,997	2,338,315	39,682	1.7
	農業集落排水事業特別会計	63,949		63,949	64,809	△ 860	△ 1.3
	介護保険特別会計	5,609,281	0	5,609,281	5,248,460	360,821	6.9
	後期高齢者医療特別会計	1,150,182	49,574	1,199,756	1,131,677	68,079	6.0
	小計	18,509,370	13,716	18,523,086	18,324,872	198,214	1.1
企業会計	水道事業会計	1,722,995		1,722,995	1,743,764	△ 20,769	△ 1.2
合計		44,890,470	133,637	45,024,107	44,280,472	743,635	1.7

※水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

１４．平成３０年３月補正予算案に計上した主なもの

ふるさと犬山応援寄附金事業（ふるさと納税推進）　１，６３７万４千円
（経営改善課）

【要求理由と事業内容】

これまでに当初から比較して２億２千万円の増額補正を行ったが、年末に想定以上の受入があったこと、また、例年では急激に落ち込む１月が年度当初（４月、５月期）並みの受入状況となっており、この現状を勘案した結果、追加の増額補正が必要と判断し、４千万円を上乗せするとともに、それに伴う事務処理に係る経費をそれぞれ増額補正するもの。

○　ふるさと寄附金受入に伴う事務内容

記念品の送付（報償費）、各種システムの利用、寄附者へのお知らせ等郵送

【課題・現状】

○　課題

当初予算で１億６千万円を見込み、その後の受入状況から９月補正で１億円、１２月補正で１億２千万円の増額補正を行ったが、年末の申し込みが想定を大きく上回ったことや、１月の急激な落ち込みが見られないこととから、現計予算では対応できなくなるおそれがあるため補正を行う。

○　現状

寄附受入状況（カッコ内は前年度）

	件数	寄附金額	件数	寄附金額
４月	500 件	13,915,000 円	（　181 件	4,630,000 円）
５月	688 件	20,310,000 円	（　117 件	3,010,000 円）
６月	698 件	19,410,000 円	（　182 件	4,790,000 円）
７月	666 件	19,225,000 円	（　234 件	6,175,000 円）
８月	590 件	20,205,000 円	（　235 件	5,945,000 円）
９月	812 件	24,365,000 円	（　335 件	11,460,000 円）
１０月	1,251 件	41,082,000 円	（　493 件	17,100,000 円）
１１月	1,834 件	60,893,000 円	（　927 件	26,193,000 円）
１２月	4,036 件	138,003,000 円	（1,311 件	40,860,000 円）
１月	517 件	17,342,000 円	（　160 件	4,232,000 円）
２月	122 件	4,116,000 円	（　261 件	8,120,000 円）
合計	11,714 件	378,866,000 円	（4,436 件	132,515,000 円）

※平成３０年２月６日時点集計値

（次ページに続く。）

【目的・効果】
寄附受入に伴う事務処理を適切に行うことができる。

【概略スケジュール】
寄附受入に併せて適時適切に事務処理を行う。

【その他必要事項】
その他関係予算の補正
（歳入）寄附金　4,000 万円増額　（歳出）基金積立金　4,000 万円増額

【要求額の積算内容】
○報償費　記念品寄附額 4,000 万円相当分　1,512 万円
○印刷製本費　窓あき封筒　1,000 枚　1 万 7 千円
○通信運搬費　受領証明書等の郵送　12 万円
○手数料　ヤフー公金カード決済手数料　33 万 9 千円（寄附額の 1%相当）
○委託料　楽天ふるさと納税ポータルサイトサービス委託料
77 万 8 千円（寄附額の 9%相当）
※現在の受入状況から「ふるさとチョイス」８割、「楽天」２割で振り分け

過年度（平成 27 ・ 28 年度）補助金の精算に伴う返還
（臨時福祉給付金給付事業費）　　　　　　　　　　　　　　　２，７２７万８千円
（福祉課）

【要求理由と事業内容】
臨時福祉給付金は、平成２６年４月の消費税率の引上げによる影響を緩和するための国の施策で、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、低所得者に対して給付金を支給する事業。
平成２７年度及び平成２８年度の事業実績報告により、返還金が生じたため、補正計上するもの。

【課題・現状】
過年度（平成２７・２８年度）補助金について、事業実績報告に基づき精算を行うもの。

【目的・効果】
事業実績報告に基づく補助金の精算を行う。

【概略スケジュール】
国からの請求があった後、速やかに返還金の返還を行う。

【要求額の積算内容】
過年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金　2,727 万 8 千円 (A)＋(B)
【内訳】
(A)事業費返還金　2,272 万 2 千円
・要国庫補助額（事業実績額）　1 億 9,927 万 8 千円
・国庫補助受入済額（交付決定額）　2 億 2,200 万円
・差引返還金　2,272 万 2 千円
(B)事務費返還金　455 万 6 千円
・要国庫補助額（事業実績額）　6,737 万 5 千円
・国庫補助受入済額（交付決定額）　7,193 万 1 千円
・差引返還金　455 万 6 千円

農作物等被害対策
（犬山市鳥獣害防止総合対策協議会負担金・有害鳥獣駆除事業委託料）

６７万円
（産業課）

①犬山市鳥獣害防止総合対策協議会負担金

【要求理由と事業内容】

鳥獣被害対策を目的として設置されている犬山市鳥獣害防止総合対策協議会において、農作物被害対策として農業者が設置する電気柵や金網柵等の購入費用を補助。H28 申請者数 25 名に対し、H29 は 1.12 時点で 15 名増の 40 名、対象経費についても H28 比で 135％の増加となり、犬山市鳥獣害防止総合対策協議会の柵設置補助事業費予算に不足が生じ、市負担金にて補うため、補正予算要求するもの。

【課題・現状】

イノシシの生息範囲及び被害範囲が拡大に伴い、柵を設置する農業者が増加。また柵を設置する農地が増加したことで柵を設置していない農地への被害が顕著になったも農業者の対策が進んだ一因であると考えられる。被害を確実に防止するには柵を設置するのが効果的であるが、同時に個体数を減少させるための捕獲が必須である。

【目的・効果】

柵設置補助を行うことで、農業者の被害防止対策促進及び営農意欲の維持を図り、耕作放棄地の抑制につなげる。

【概略スケジュール】

補正予算成立後、市から協議会へ負担金を支払い、協議会から申請者へ補助金を支払う。

②有害鳥獣駆除事業委託料

【要求理由と事業内容】

イノシシやアライグマ、カラスなどによる農作物被害が市内農地にて継続的に発生しており、被害防止を目的として有害鳥獣駆除を一般社団法人犬山猟友会に委託し、わなや猟銃による捕獲を実施している。H29 の 12 月末時点でのこれまでのイノシシ捕獲数は 78 頭であり、H28 年度中に捕獲された 47 頭と比較し、すでに 31 頭増の捕獲数となっている。本事業は捕獲数に応じた単価契約であり、H29.4～12 月分の請求で既に予算残額が不足するため、予算流用で対応しているところである。今後 H30.1～3 月中に想定される捕獲分について必要な委託料を補正予算にて要求するもの。

（次ページに続く。）

【課題・現状】

特にイノシシについて、これまで、東部の今井地区、池野地区の山林に隣接した場所が主な生息地域であったが、近年は善師野、塔野地、栗栖、前原、楽田にまで出没や被害が確認されており、急激にその範囲が拡大している。

【目的・効果】

有害鳥獣による農作物をはじめとした市民への被害を防止するために駆除を実施するもの。駆除の推進により、生息数の減少と生息範囲の縮小を図る。

【概略スケジュール】

捕獲は随時実施。これまで4半期ごとに捕獲数に応じた請求に対し支払いを実施。H30.1～3月分について3月末に事業者から請求書を受領し支払うもの。

【その他必要事項】

10月～12月分支払いのため、1月に16万8千円を流用

【要求額の積算内容】

①犬山市鳥獣害防止総合対策協議会負担金

当初予算額

柵設置補助事業費68万円　交付金対象事業費2万円　計70万円

補正後予算額

柵設置補助事業費支出見込額 102万円　交付金対象事業費2万円

計104万円　差額34万円

(支出見込額内訳)

①1/23時点交付見込み額　　97万34円

②1/23～1/30申請見込額　1件2万4,251円（H29平均額）

③振込手数料想定41件2万4,948円

合計（①＋②＋③）101万9,233円

②有害鳥獣駆除事業委託料

H29.12末時点捕獲数：イノシシ78頭（単価1万2,420円)、
カラス・ヒヨドリ398羽（単価810円）
アライグマ・ヌートリア・ハクビシン46頭（単価4,050円）
＋年間わな管理44万5,500円　合計192万2,940円

H30.1～3月捕獲想定　イノシシ22頭、アライグマ等14頭　　合計32万9,940円

浸水対策下水道施設整備（浸水対策下水道施設整備）

△１，９５５万２千円

（整備課）

【要求理由と事業内容】

○平成２９年度事業費の減額

国庫補助金の内示額に合わせて事業費を減額するとともに、不用額について減額し、総額1,955万2千円減額するもの。

○継続費の補正

・工事工法の確定による増額

当初の事業計画では、扶桑町地内の名古屋水道用地横断部の雨水排水路施工方法は扶桑町が実施した基本設計によるものであり、未確定であった。今年度実施している詳細設計において、名古屋市上下水道局と施工方法について協議した結果、工法が確定したことによる増額及び資材価格や人件費等の上昇による工事費の増額を補正するもの。

継続費総額　12億8,100万円　(2億5,700万円増額) 補正前　10億2,400万円

・事業進捗状況による年割額の変更

各年度の工事実施量は当該年度の国庫補助金の内示額に合わせて調整しており、国庫補助金が予算額に足りない場合は当該年度に予定していた工事を次年度以降に繰下げて実施している。このため、事業進捗状況に合わせて各年度の事業量を調整するため、年割額を変更するもの。

平成29年度	3億1,700万円	(1,900万円減額)	補正前	3億3,600万円
平成30年度	3億4,800万円	(1億1,700万円増額)	補正前	2億3,100万円
平成31年度	2億1,400万円	(1億5,900万円増額)	補正前	5,500万円

【課題・現状】

当初計画時（平成26年度）に予定していた名古屋市上下水道局用地を横断する工法が詳細設計時の協議により変更する必要が生じたこと及び資材価格や人件費の上昇に対応する必要がある。

【目的・効果】

橋中雨水幹線の整備工事を適切に完了し、地区で豪雨時に発生している冠水被害を軽減することができる。

（次ページに続く。）

【概略スケジュール】
○平成27年度から平成31年度までの５年間で橋中雨水幹線及び木津第二雨水幹線（扶桑町地内）の雨水幹線整備事業を行う。

【要求額の積算内容】

（歳出）△1,955万2千円

特別旅費	△4万4千円
実施設計委託料	△800万円
有料道路通行料	△8千円
橋中雨水幹線築造工事請負費	△1,100万円
物件移転補償金	△50万円

（歳入）△1,955万2千円

橋中雨水幹線整備事業負担金（扶桑町）	△66万7千円
国庫補助金	△1,038万5千円
公共下水道事業債	△850万円

※補正額△1,955万2千円のうち、継続費分は△1,900万円

（次ページに図面あり。）

橋中・木津第二雨水幹線整備事業　計画図（H30.1月時点）

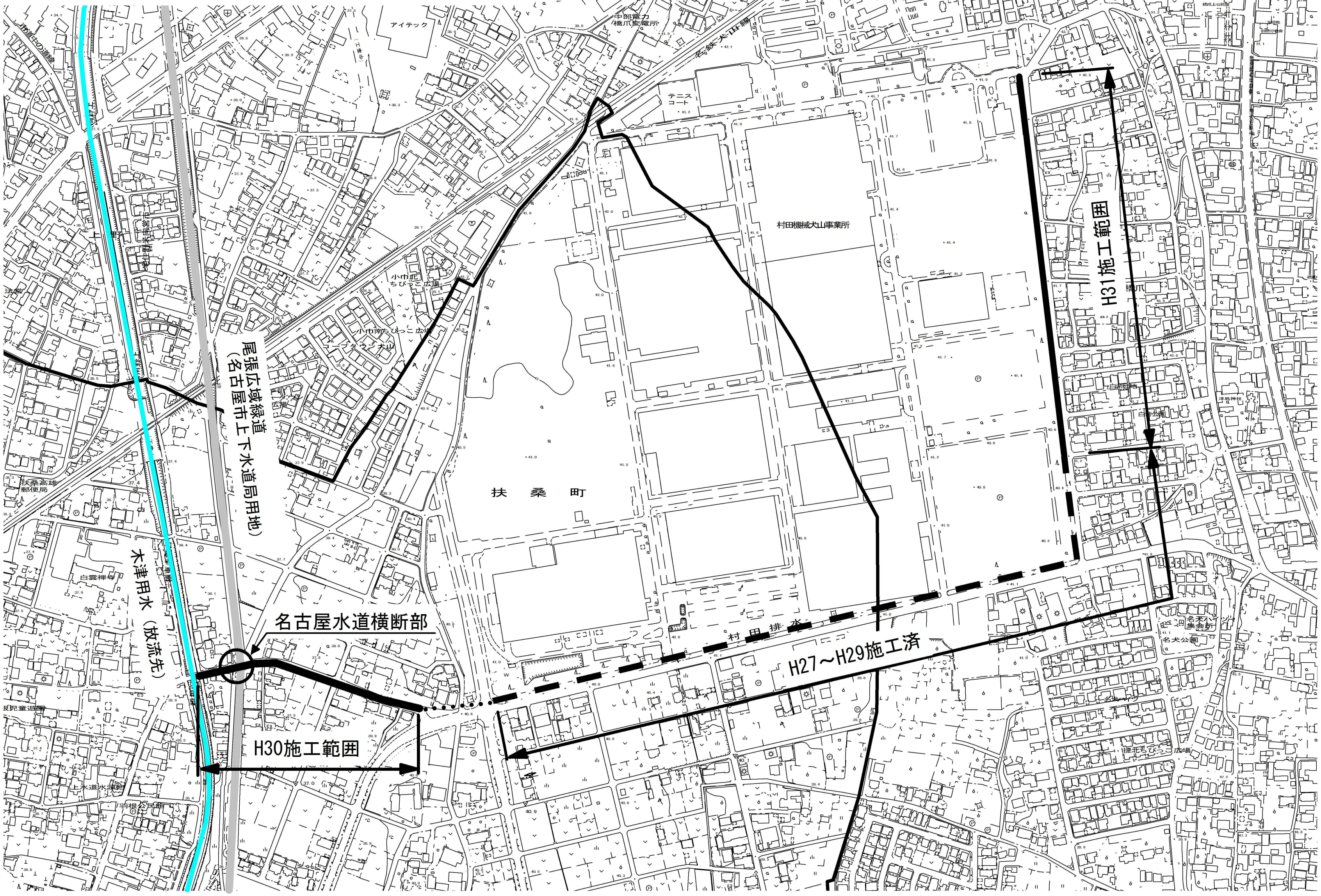

１５．　平成３０年６月末までの主な行催事

名称等	名勝 日本ラインと犬山～観光ブームから見る昭和時代の幕開け～（2/21～6/4）
実施期間	2月23日 （金） ～ 6月4日 （月） 時間 9:00 ～ 17:00
場所	犬山市文化史料館
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山市
名称等	しまじろうともりのきかんしゃ（親子参加型コンサート）※２回公演
実施期間	2月24日 （土） ～ 同日 時間 13:00 ～ 14:00
場所	犬山市民文化会館 時間 15:30 ～ 16:30
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市民文化会館
名称等	市民フリースピーチ
実施期間	2月28日 （水） ～ 同日 時間 18:30 ～ 19:30
場所	議場
担当所属	議事課
主催	犬山市議会
名称等	春の犬山キャンペーン
実施期間	3月1日 （木） ～ 5月31日 （木）
場所	犬山市内
担当所属	観光交流課
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会
名称等	わんスポフェスティバル
実施期間	3月2日 （金） ～ 同日 時間 19:00 ～ 21:00
場所	エナジーサポートアリーナ（犬山市体育館）
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	親子で楽しむ人形劇
実施期間	3月4日 （日） ～ 同日 時間 13:30 ～ 14:15
場所	図書館２階展示室
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	子ども未来園入園確認日
実施期間	3月5日 （月） ～ 同日 時間 10:00 ～ 11:00
場所	各子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	各子ども未来園

名称等	中学校卒業式
実施期間	3月6日　（火）　～　同日
場所	市内全中学校
担当所属	学校教育課
主催	市内中学校
名称等	第９回犬山城下町あったか鍋と地酒まつり
実施期間	3月9日　（金）　～　3月11日　（日）
場所	どんでん館前広場など、城下町地区４会場
担当所属	産業課
主催	犬山城下町まちづくり協会
名称等	犬山市民総合大学敬道館卒業式記念講演 「夏井いつきの句会ライブ～あなたも今日から俳人です～」 俳人・俳句集団「いつき組」組長　夏井いつき
実施期間	3月10日　（土）　～　同日　　時間　13:30　～　15:40
場所	犬山市民文化会館
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	市民活動交流フォーラム
実施期間	3月10日　（土）　～　同日　　時間　13:30　～　17:15
場所	犬山国際観光センター　２階　多目的研修室１・２
担当所属	地域安全課
主催	犬山市、犬山市民活動支援センターの会
名称等	豊年祭
実施期間	3月11日　（日）　～　同日　　時間　9:00　～　16:00
場所	大縣神社
担当所属	犬山市観光協会
主催	大縣神社
名称等	内田防災公園　引継式
実施期間	3月15日　（木）　～　同日　　時間　14:30　～　15:00
場所	市長応接室
担当所属	都市計画課
主催	犬山市
名称等	犬山祭ミニチュア車山展示
実施期間	3月15日　（木）　～　4月8日　（日）　　時間　9:00　～　17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	旧磯部家住宅運営委員会

名称等	読み聞かせボランティア養成講座（第３回目／全３回）
実施期間	3月16日　（金）　～　同日　　時間　14:00　～　15:30
場所	図書館２階展示室
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	第７回フューチャーセッション＠犬山
実施期間	3月16日　（金）　～　同日　　時間　19:00　～　21:30
場所	犬山国際観光センター　１階　IIAプラザ
担当所属	地域安全課
主催	犬山市
名称等	犬山幼稚園卒園式
実施期間	3月16日　（金）　～　同日
場所	犬山幼稚園
担当所属	学校教育課
主催	犬山幼稚園
名称等	小学校卒業式
実施期間	3月20日　（火）　～　同日
場所	市内全小学校
担当所属	学校教育課
主催	市内全小学校
名称等	内田防災公園オープン記念式典
実施期間	3月22日　（木）　～　同日　　時間　10:30　～　11:30
場所	内田防災公園
担当所属	都市計画課
主催	犬山市
名称等	今井子ども未来園卒園式
実施期間	3月22日　（木）　～　同日　　時間　10:00　～　11:00
場所	今井子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	今井子ども未来園
名称等	子ども未来園卒園式
実施期間	3月23日　（金）　～　同日　　時間　10:30　～　11:30
場所	各子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	各子ども未来園

名称等	「活躍」のタウンミーティング2018～芽生え～
実施期間	3月25日　(日)　～　同日　時間　13:30　～　16:00
場所	エナジーサポートアリーナ２階多目的室
担当所属	企画広報課
主催	企画広報課

名称等	退職者辞令伝達式
実施期間	3月30日　(金)　～　同日　時間　16:30　～　17:00
場所	市役所501・502会議室
担当所属	総務課
主催	犬山市

名称等	平成30年度人事異動・新規採用職員辞令伝達式
実施期間	4月2日　(月)　～　同日　時間　9:00　～　9:30
場所	市役所501・502会議室
担当所属	総務課
主催	犬山市

名称等	消防団辞令交付式
実施期間	4月3日　(火)　～　同日　時間　19:30　～　20:00
場所	消防本部３階　講堂
担当所属	消防総務課
主催	犬山市

名称等	中学校入学式
実施期間	4月5日　(木)　～　同日
場所	市内全中学校
担当所属	学校教育課
主催	市内全中学校

名称等	子ども未来園入園式・進級式
実施期間	4月5日　(木)　～　同日　時間　10:00　～　11:00
場所	各子ども未来園
担当所属	子ども未来課
主催	各子ども未来園

名称等	内藤丈草を偲ぶ会　俳句大会
実施期間	4月6日　(金)　～　同日　時間　13:00　～
場所	福祉会館４階中ホール
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市文化協会

名称等	小学校入学式
実施期間	4月6日　（金）　～　同日
場所	市内全小学校
担当所属	学校教育課
主催	市内全小学校
名称等	桜並木と羽黒古道のウォーキング
実施期間	4月7日　（土）　～　同日　　時間　9:30　～　10:30
場所	五条川左岸遊歩道、羽黒古道
担当所属	地域安全課
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会
名称等	五条川桜まつり
実施期間	4月7日　（土）　～　同日　　時間　11:00　～　15:00
場所	JA羽黒支店駐車場広場
担当所属	地域安全課
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会
名称等	犬山祭・友好交流を深める会
実施期間	4月7日　（土）　～　同日　　時間　17:00　～　18:30
場所	犬山国際観光センター
担当所属	観光交流課
主催	犬山市・犬山祭保存会・犬山祭企画委員会
名称等	犬山祭
実施期間	4月7日　（土）　～　4月8日　（日）　　時間　9:30　～　21:30
場所	犬山城下町
担当所属	観光交流課
主催	犬山祭保存会
名称等	春の県内一斉交通大監視
実施期間	4月9日　（月）　～　同日　　時間　7:15　～　8:00
場所	市内一円
担当所属	地域安全課
主催	犬山市
名称等	犬山幼稚園入園式
実施期間	4月9日　（月）　～　同日
場所	犬山幼稚園
担当所属	学校教育課
主催	犬山幼稚園

名称等	犬山市心身障害児（者）父母の会総会									
実施期間	4月12日	（木）	～	同日		時間	10:00	～	12:00	
場所	福祉会館４階中ホール									
担当所属	福祉課									
主催	犬山市心身障害児（者）父母の会									
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所									
実施期間	4月13日	（金）	～	同日		時間	9:30	～	10:30	
場所	市民文化会館									
担当所属	地域安全課									
主催	犬山市、扶桑町、犬山警察署									
名称等	第４回犬山城下町端午の節句まつり									
実施期間	4月13日	（金）	～	5月10日	（木）	時間	9:00	～	17:00	
場所	旧磯部家住宅復原施設ほか									
担当所属	歴史まちづくり課									
主催	犬山城下町端午の節句まつり実行委員会									
名称等	東京大学犬山研究林「春のふれあい自然観察会」									
実施期間	4月14日	（土）	～	同日		時間	10:00	～	12:00	
場所	犬山市民健康館さら・さくら　北玄関集合									
担当所属	環境課									
主催	犬山市									
名称等	町会長委嘱状伝達式									
実施期間	4月14日	（土）	～	同日		時間	10:00	～	12:00	
場所	南部公民館									
担当所属	地域安全課									
主催	犬山市他									
名称等	農業者育成講座　女性の畑と園芸教室　1									
実施期間	4月19日	（木）	～	同日		時間	10:00	～	14:00	
場所	犬山里山学センター									
担当所属	環境課									
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所									
名称等	老人クラブ連合会総会									
実施期間	4月20日	（金）	～	同日		時間	13:30	～	15:00	
場所	福祉会館４階中ホール									
担当所属	長寿社会課									
主催	老人クラブ連合会									

名称等	自然観察講座　里山めぐりトレッキング　1
実施期間	4月21日　（土）　～　同日　時間　9:30　～　14:30
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	昆虫教室　1
実施期間	4月22日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	犬山市身体障害者福祉協会総会
実施期間	4月22日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	福祉会館４階中ホール
担当所属	福祉課
主催	犬山市身体障害者福祉協会
名称等	わんわんギャラリー（犬文庫開設記念イベント）
実施期間	4月24日　（火）　～　時間　10:00　～　18:00
場所	図書館１階ロビー付近
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	春のお話し大会（人形劇）
実施期間	5月3日　（木）　～　同日　時間　13:30　～　14:15
場所	図書館２階展示室
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	桃太郎まつり
実施期間	5月5日　（土）　～　同日
場所	桃太郎神社・桃太郎公園
担当所属	犬山市観光協会
主催	桃太郎神社及び町内会、桃太郎発展会
名称等	田んぼの教室
実施期間	5月6日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所

名称等	DVD上映会「名犬ラッシー」（犬文庫開設記念イベント）
実施期間	5月6日　（日）　～　同日　時間　14:00　～　15:30
場所	図書館２階視聴覚室
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	第１回犬山城下町カリフォルニアワインまつり
実施期間	5月11日　（金）　～　5月13日　（日）
場所	どんでん館前広場など、城下町地区４会場
担当所属	産業課
主催	犬山城下町まちづくり協会
名称等	一日丸ごとワンダフル図書館（犬文庫開設記念イベント）
実施期間	5月12日　（土）　～　同日　時間　10:00　～　16:00
場所	図書館児童コーナー、展示室他
担当所属	文化スポーツ課
主催	図書館ボランティア連絡会
名称等	第９回青塚古墳まつり（雨天順延5月13日（日））
実施期間	5月12日　（土）　～　同日　時間　10:00　～　14:00
場所	青塚古墳史跡公園
担当所属	歴史まちづくり課
主催	（地域実行委員会）
名称等	犬山・江南・岩倉・小牧四市交歓体育大会開会式
実施期間	5月13日　（日）　～　同日　時間　9:00　～　9:40
場所	KTXアリーナ（江南市スポーツセンター）
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市・江南市・岩倉市・小牧市
名称等	昆虫教室　２
実施期間	5月13日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	子ども大学開校式
実施期間	5月13日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　12:00
場所	犬山市民文化会館
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市

名称等	農業者育成講座　女性の畑と園芸教室　２
実施期間	5月17日　（木）　～　同日　時間　10:00　～　14:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	自然観察講座　里山めぐりトレッキング　２
実施期間	5月19日　（土）　～　同日　時間　9:30　～　14:30
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	平成３０年度消防団観閲式
実施期間	5月20日　（日）　～　同日　時間　9:00　～　11:00
場所	するすみふれあい広場　南部公民館
担当所属	消防総務課
主催	犬山市
名称等	里山探検隊教室　1
実施期間	5月20日　（日）　～　同日　時間　10:00　～　14:30
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	犬山市
名称等	木曽川うかい開き
実施期間	6月1日　（金）　～　同日　時間　11:00　～　13:40
場所	木曽川河畔一帯
担当所属	観光交流課
主催	犬山市、各務原市、（一社）　犬山市観光協会、（一社）各務原市観光協会、木曽川観光㈱
名称等	尾北地区老人クラブ連合会大学講座
実施期間	6月1日　（金）　～　同日　時間　13:00　～　16:00
場所	南部公民館
担当所属	長寿社会課
主催	尾北地区老人クラブ連合会
名称等	第８回犬山城下町日南焼酎まつり
実施期間	6月1日　（金）　～　6月3日　（日）
場所	どんでん館前広場など、城下町地区４会場
担当所属	産業課
主催	犬山城下町まちづくり協会

名称等	第１５回踊芸祭
実施期間	6月2日　(土)　～　6月3日　(日)　時間　9:45　～　18:30
場所	石作公園　他
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山踊芸祭実行委員会
名称等	春の歯と口の健康センター
実施期間	6月3日　(日)　～　同日　時間　9:00　～　12:00
場所	市民健康館さら・さくら
担当所属	健康推進課
主催	犬山扶桑歯科医師会
名称等	昆虫教室　３
実施期間	6月10日　(日)　～　同日　時間　10:00　～　15:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所
名称等	平成３０年度　総合防災訓練
実施期間	6月16日　(土)　～　同日　時間　9:00　～　12:00
場所	内田防災公園
担当所属	地域安全課
主催	犬山市
名称等	犬山市民総合大学敬道館入学式記念講演講師：明治村村長　阿川佐和子演題：未定
実施期間	6月16日　(土)　～　同日　時間　13:30　～　15:30
場所	犬山市民文化会館
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	平成29年度犬山市スポーツ表彰式
実施期間	6月16日　(土)　～　同日　時間　16:00　～　16:50
場所	犬山国際観光センター
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市
名称等	文協まつり２０１８
実施期間	6月16日　(土)　～　6月21日　(木)　時間　9:00　～　16:30
場所	犬山市南部公民館
担当所属	文化スポーツ課
主催	犬山市文化協会

名称等	DVD上映会「日本の昔ばなし」							
実施期間	6月17日	（日）	～	同日	時間	14:00	～	14:50
場所	図書館２階視聴覚室							
担当所属	文化スポーツ課							
主催	犬山市							
名称等	農業者育成講座　女性の畑と園芸教室　３							
実施期間	6月21日	（木）	～	同日	時間	10:00	～	14:00
場所	犬山里山学センター							
担当所属	環境課							
主催	ＮＰＯ法人犬山里山学研究所							